

甲 20 号証

村上重良著

国家神道



岩波新書

C165

目次

まえがき

序説 民族宗教としての神道

I 神道のなりたち——国家神道の前提

1 原始神道——神社神道の起源

2 古代の神祇制度——皇室神道の成立

3 神仏習合と神道説の形成

4 近世の神道——民間神道と教派神道の成立

II 国家神道の形成

1 神仏分離と神祇官再興

2 排仏毀釈運動

3 国民教化政策

4 祭祀と宗教の分離

5 教派神道の編成

III 国家神道の思想と構造

1 国家神道体制

2 国体の教義

3 宮中祭祀と神社祭式

4 神職制度と神社の経営

5 天皇制下の創建神社

6 神祇院の設置——国家神道の絶頂期

IV 国家神道の解体

1 神道指令と天皇の人間宣言

2 神社本庁の設立と神社の復興

結び 国家神道の本質と役割

参考文献

I 国家神道体制

帝国憲法の発布

一八八九年（明治二二）二月十一日、大日本帝国憲法が発布され、宮中では皇祖玄宗の神前で奉告祭が行われるとともに、全国の神社で奉告祭が執行された。

帝国憲法は天皇がさだめた欽定憲法であり、その告文には「皇朕レ……皇祖 玄宗及 皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕力現在及将来ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ 庶幾クハ 神靈此レヲ鑒ミタマヘ」とあった。その第二十八条には、「臣民ノ權利義務」のひとつとして、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と「信教ノ自由」がさだめられていた。皇祖は神話上の天皇の祖先であり、神靈は、まごうかたない宗教上の神格であつたから、このような特定の宗教観念に立つ憲法に規定された信教の自由が、国家神道の枠内での信教の自由であり、人間の基本的自由権としての信教の自由とは異質のものであることは、あまりに明白であつた。帝国憲法は、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」（第三条）との大前提に立ち、祭祀大権の保持者としての天皇の宗教的権威を法的に基礎づけるとともに、国家神道の、天皇と直結する公法上の地位を確立した。

「信教ノ自由」と政教分離

明治一〇年代に、政府は自由民権運動の高揚に直面して、国会の開設と憲法の制定を日程に載せねばならなくなった。政府の指導層は、欧米の資本主義国に倣つて、合理的で近代的な法治国家の政体を整えることが、日本の資本主義の発展にとって不可避であり、また必要であることを認識していた。国家神道の確立も、この基本路線に立つて果されねばならなかつた。

祭祀と宗教の分離によつて、超宗教とされた国家神道は、帝国憲法の「信教ノ自由」条項が対象とする宗教とは、次元を異にするものとして位置づけられた。しかし、国家神道の実体をなす神社神道と皇室神道が、宗教であるという客観的事実は厳として動かすべくもなかつたから、国家神道の存在と国民にたいする信教の自由の保障は、つねに矛盾せざるをえなかつた。帝国憲法の「信教ノ自由」の規定は、この矛盾を蔽いかくす役割を担うことになった。

帝国憲法の起草者たちの多くは、祭政一致の国家神道をもつて、日本における国教制度とは考えていなかったし、政府は、発布後も一貫して、日本には国教制度は存在しないという公式見解をとりつづけた。この立場から、帝国憲法の疑似合理性に対応する国家神道以外の宗教にたいする疑似政教分離主義が導かれ、日本の国家権力は、宗教的性格を本質としてもちながら、「反」宗教的性格と「親」宗教的性格の間を、その時々

政治上の必要から揺れ動くことになった。政府は、政教分離によつて信教の自由を裏づけるという、形のうえではきわめて合理的な立場を、帝国憲法にもとづく宗教政策の基本とした。

宗教公認制度の採用

しかし現実には、国家神道は、まぎれもない国教であり、国民の基本的自由権としての信教の自由とも、国家権力の世俗性の確立を指向する政教分離とも、本来、相いれない存在であつた。政府は国教制度の当然の帰結として、宗教公認制度を採用し、神仏基三教を直接の統制下におき、国家神道体制を確立した。一八八四年（明治一七）の神仏教導職の廃止を境に、教派神道各教と仏教各宗派は、それぞれ管長をさだめ、教団は管長の権限で管理され取り締られることになった。管長がさだめる規則には、教派神道では教規、教師にかんする規則が、仏教では宗制、寺法、僧侶・住職・教師等にかんする規則等があつたが、これらはすべて内務卿の認可を必要とした。こうして政府は、管長をつうじて各宗教を掌握する方式を、宗教行政の基本として採用した。管長の権限の確立とともに、「神道、仏道管長」は、勅任官待遇に準ずる取り扱いとすることがさだめられた。管長を天皇制国家の高級官僚として取り扱うことによつて、政府は、神仏各教にたいして、天皇への忠誠と国家神道教義の受容を、どこまでも徹底させていくことが可能となった。この八〇年ちかい宗教支配は、日本の諸宗教が、社会の近代化に対応して自己を変革し、自主的に展開する道を閉ざしてしまつた。

管長をつうじての各宗教の統制支配と並行して、行政面では疑似政教分離が強化された。帝国憲法の生みの親である伊藤博文は、その『憲法義解』において、政教分離の原則を、とくに強調した。制度上の政教分離は、ながい伝統をもつ日本の諸宗教が、新来の国家宗教にとって、異質の競合する存在として機能する余地を、ほとんど奪つてしまつた。

日本のキリスト教の主流は、帝国憲法の発布を、キリスト教信仰の自由の法的保障として歓迎したが、憲法発布後も、キリスト教の取り扱いは、教派神道、仏教とは明らかに差別され、けつして同格ではなかつた。キリスト教が、はじめて宗教行政の対象となり、合法性を獲得したのは、日清戦後の一八九九年（明治三二）七月の内務省令第四十号「神仏道以外ノ宗教宣布^{あんこく}並^{なら}堂宇^{どうう}会堂^{かいどう}等ニ関スル規定」においてであつた。キリスト教は、この規定で事実上の公認宗教の列に加わることができたが、それには、布教にさだめられており、キリスト教の事実上の公認は、キリスト教が政府の完全な統制下に組み入れられたことを意味した。

宗教教育の圧迫

同年、私立学校令が制定され、これにともない、文部省は、訓令第十二号「一般ノ教育ヲ宗教以外ニ特立セシムル件」を発し、「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス、依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ、課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ、又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フ事ヲ許ササルヘシ」とした。この訓令は、このうち国家神道体制のもとでの学校教育における宗教の取り扱いの基本方針となった。こうして文部省は、宗教ではないたてまえの国家神道による教育を強行する反面、この官製宗教教育にとつて無用であり、ときには有害のおそれすらある一般の宗教教育を、学校教育から締め出してしまった。宗教教育の締め出しは、私立学校である宗教関係学校の教育内容に大きな制約をもたらし、一般学校としての資格を保持しようとするかぎり、宗教学校は、本来の教義に立つ宗教教育を自主規制せざるをえなくなった。とくに、キリスト教系の学校の多くは、キリスト教教育を本来の目的として設立されていたから、文部省が加えた圧力は、学校の存立そのものにかかわる深刻な問題であった。

学校教育においてもっとも端的に現われた疑似政教分離は、宗教行政のあらゆる面で一貫していた。一般に、発達した資本主義国では、政教分離は、国家権力の世俗性を確立する過程にほかならないが、近代天皇制のもとでは、この括弧つきの政教分離は、国家権力の宗教性を補完する役割をはたした。そのため、学校教育と、それに準ずる青少年教育を、国民教育の主体としてきた国家神道体制のもとでは、宗教にたいする国民の関心は時とともに低下し、知識層においては、宗教について無関心であることがごく普通のありかたとなった。日本の社会全体に、宗教とその社会的役割についての過小評価が定着し、最大の宗教勢力である仏教各宗派では、家の宗教としての習俗化が、とめどもなく進行した。

諸宗教を統制し、政治目的に利用するという政府の宗教政策と、これに組み込まれた諸宗教の国策奉仕の活動は、当然の成り行きとして、それぞれの宗教の自主的な創造力を涸渇させ、宗教は全体として、社会にたいする影響力を弱めた。国民の間で広範な広がりをもつ宗教への主体的関心の欠如は、もとより江戸時代以来の儒教系の合理思想の浸透や、排仏・排耶思想の影響と切り離せないし、社会運動の発展にともなう唯物論の普及も一定の役割を果たしたが、国家神道体制下の疑似政教分離が、この傾向を支配的なものとしたことは否定できない。

神仏基の公認三宗教のうえに国家神道が君臨し、非公認、準公認の新宗教は内務省（警察）の監視と取り締りの対象とされた国家神道体制は、時代錯誤の宗教国家を支える宗教支配の体系であった。国家神道体制は、国民から、信教の自由を奪ったのみでな

く、神社神道をふくむ日本の全宗教から、自主的でゆたかな創造と展開の可能性を奪い去つたのである。

2 国体の教義

国粹主義の高揚

帝国憲法発布の翌一八九〇年（明治二三）十月三十日、教育勅語が発布され、学校教育の基本におかれるとともに、国家神道の事実上の教典としての役割を担うことになった。

憲法と教育勅語ができた明治二〇年代初頭には、自由民権の思想に対抗し、条約改正をめざす政府の欧化政策に反発して、国粹主義の風潮が急激に高まった。憲法発布当日の朝、文部大臣森有礼は、官邸で伊勢神宮関係者の西野文太郎に刺され、翌日、死亡した。森は一時期キリスト教に近づいたことがあり、国粹主義者から欧化の首謀者と目されていたが、犯人の「斬奸状」によれば、暗殺の直接の動機は、森が伊勢神宮に参拝したおり、ステッキで神殿の門の扉または御簾を高く掲げたという、「不敬」行為の風聞にあった。もとより、このような行動は、神宮の拝殿の構造からみて、ありえないはずであった。この暗殺の背景には、一八八二年（明治一五）に神宮暦の作製権が内務省から文部省（東京帝国大学）に移管されたため、神宮暦の頒布による収入を絶たれるのではないかとおそれた伊勢神宮側の、文部省へのはげしい反感があった。

憲法発布の直後、宮中顧問官での中に皇典講究所長となった佐佐木高行は、神祇官再興を建言し、明治天皇をはじめ、政府の指導層の一部は、神祇官の再興を積極的に支持する姿勢を示した。欧化の時期には、キリスト教の進出がいちじるしかった反面、政府の神社にたいする関心は薄く、神社と神官神職にたいする処遇は、全体として冷やかであった。こういう状況に加えて、明治二〇年代はじめには、近く「布教条令」が発布されて、府県社以下の神社は宗教として扱われ、神官も僧侶、牧師と同格になるといううわさが流れて、神道界は動揺した。佐佐木の建言に勢いをえた神職たちは、一八九〇年（明治二三）九月、東京に全国神官大会議を開き、「布教条令」阻止と神祇官復興運動の推進を決議し、全国神官集議所を設立した。当時、神職の間では、府県社以下の神官が、現実にはなお教導職を兼ねたかたちで宗教活動をして、神社を経営していることに反対し、神官と教導職の完全な分離によって神社の非宗教化を徹底しようとする主張と、宗教としての活動を強化し、信者を拡大しようとする神社宗教化の主張があったが、憲法発布後の神道界の大勢は、政府の意向をうけて国家神道の教義的制度的完成を指向する方向に決した。

教育勅語の作製

国粹主義の高揚を背景に、憲法発布と前後して、民間では、日本国教大道社、惟神学会、尊皇奉仏大同団等の神道系、仏教系の国粹主義の思想団体があいついで生まれた。

政府は、憲法制定を機に、天皇制イデオロギーで国民を系統的に教育し、民権思想の普及浸透を防ぐ方針をきめ、これをうけて文部省では、国教の教義を基本とする文書をつくり、各学校に配布する構想を立てた。明治初年の国民教化運動を、学校教育をつうじて再現しようというのである。

この文書は、明治天皇の意向もあつて、勅語の形式で出されることになった。その起草には、首相山県有朋、文相芳川躍正に、枢密顧問官元田永孚と法制局長官井上毅が加わったが、実際の文章化は、元田と井上によって行われた。元田と井上の間には、国家神道、さらには政治と宗教の關係について、大きな見解の隔りがあつた。元田は、思想的には儒教系で、明確な国教主義を奉じており、国家神道を完全な意味での国教にして、宗教、道德の全面にわたつて、国家が方向づけ、国民を教化するべきであるとする、教育勅語構想の主流派であつた。これにたいして井上は、西欧流の合理主義者であり、当初は、教育勅語の制定に消極的であり、むしろ反対であつた。井上は、政教分離主義の反国教論を抱いており、宗教、道德は国家の政務とは次元を異にすると考えていた。そのため井上は、起草に参加するにあたつて七項目の条件を出し、国務上の詔書と区別した形式をとつて、君主の個人的著作とし、内容は宗教にわたらない道德宣言とすることを要求した。

教育勅語は、結局、この二つの見解の奇妙な妥協の産物として生まれることになった。そのため教育勅語においては、憲法の「信教ノ自由」への配慮から、宗教にかんする問題はすべて除かれ、政治を超越した次元の勅語ということから、各大臣の副署を欠いた異例の形式で発布された。

国家神道の教典

教育勅語は、その冒頭において、「朕惟フニ、我々皇祖皇宗、国ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ、我々臣民克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我々国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」と述べ、皇祖すなわち神話上の天皇の祖先と、皇宗すなわち歴代の天皇を中心とする国体を、教育の基本理念とした。皇祖は宗教上の觀念であるから、井上の意図にかかわりなく、教育勅語は国家宗教と直結した教育を宣言した文書という基本的性格をもつ結果となつた。

つづいて教育勅語は、「臣民」にたいする命令の形式で「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己ヲ持シ、博愛衆ニ及ボシ、学ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓発シ、徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ広メ、世務ヲ開キ、常ニ国憲ヲ重シ、国法ニ遵ヒ……」と、守るべき徳目を列挙し、さらに「一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と、戦争等の非常事態にさいして、天皇制国家のためにすべてをささげることが国民に命じた。

ここに盛られている思想は、儒教にもとづく封建的忠誠の觀念と、日本人の宗教的伝統に根ざす祖先崇拜の觀念との結合であつた。これらの徳目を忠実に守り実践することは「独り朕力忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」とされ、とくに祖先とのつながりが強調された。教育勅語にいう孝は、家父長制的家族道徳の基本をなすものであり、これを天皇を親、国民を赤子とする家族国家觀にそのまま拡大することによつて、孝は忠君愛國という国民道徳に完全に包含される構造をもつていた。国民にとつてのすべてが、天皇への滅私奉公に収斂されるという点で、教育勅語のイデオロギーは、たぐいまれな強烈な宗教教義であつた。

教育勅語は、順次、各学校に「下賜」され、おそるべき強制力をもつ国民道徳の規範となつた。井上毅をはじめ、政府部内の政教分離論者たちが考えていたような教育勅語の位置づけは、しよせん国家神道のまえには無力であり、教育勅語の出現は、帝国憲法体制の疑似合理性と、それを包摂する古代的な非合理性を、余すところなく示す結果となつた。教育勅語が国民にたいしてふるつた絶大な強制力は、天皇の現人神としての宗教的權威に淵源していた。そこに掲げられた国体の教義と実践倫理の規範は、神聖不可侵で批判を許さない政治上の三権の所有者である天皇の名において、国民にあたえられた。国体の教義を不動のものとして成文化した教育勅語が、大日本帝国の国教である国家神道の教典としての機能を担つたのも、当然の帰結であつた。

教育勅語と御真影の下賜

教育勅語発布の翌年一月、キリスト教信者の第一高等中学校教員内村鑑三は、学校に下賜された教育勅語にたいして礼拝をしなかつたとの理由で、国粹主義団体に攻撃され、教職を去つた。また各地で「不敬」や神社の祭礼への不参加を理由とするキリスト教攻撃の事件が続発した。一八九二年（明治二五）、東京帝国大学教授久米邦武は論文「神道は祭天の古俗」を攻撃され、教職を逐われた。その翌年には、教育勅語とキリスト教は相いれないという立場から、東京帝国大学教授井上哲次郎が『教育ト宗教ノ衝突』と題する著書を公けにし、これを機に、キリスト教側と反キリスト教の仏教者、思想家の間ではげしい論争が行われた。

教育勅語の発布につづいて、全国の小学校に天皇、皇后の「御真影」が下賜された。

一八九一年（明治二四）には、小学校令で、祝祭日における御真影への最敬礼、教育勅語奉読等の国家神道的儀礼がさだめられた。御真影は、事実上、国家神道の最高の礼拝対象であり神像であつた。神聖な教育勅語と御真影の取り扱いと保管は、各学校の責任者にとつて重大な任務となり、学校の火災で、これらの聖物を守るために校長が焼死する等のいたましい事件もおこつた。こういう経験から、やがて、校庭に不燃建築の奉安殿とよぶ神社型式の小神殿を独立して設ける学校も現われた。

文部省は、学校教育の基本に教育勅語をおき、私立学校にたいしては、御真影の下賜はかなりのちまで行わなかったが、教育勅語から逸脱した教育をすることがないように、つねに監視を怠らなかつた。

敬神崇祖

国家神道の教義は、国体の教義として、帝国憲法と教育勅語によつて思想的に確立した。教育勅語は、天皇崇拜と祖先崇拜を結合し、イエ段階の孝を、ムラ段階から、さらにそれを拡大したクニ段階の忠に一体化した。親への孝と祖先の崇拜は、神をうやまい天皇を崇拜することと内面的に連続し、本来的にひとつの観念であるとされた。この構造は、歴史的に日本人の宗教意識の中心を占め、おもに仏教によつて培われてきた祖霊崇拜の観念を吸収して、国体の教義の重要な構成要素としたものであつた。こうして「敬神崇祖」が国家神道の精神として強調されることになり、その具体化が、教育勅語の封建的徳目であるとされた。国体の教義と祖先崇拜の結合は、日清戦後の一八九八年（明治三二）の民法施行によつて法的にも完璧なものとなつた。教育勅語発布に先き立つて、一部公布された民法は、ヨーロッパに倣つた近代的な法体系をそなえていたが、保守派、国粹派は「民法出でて忠孝亡ぶ」との扇動的なスローガンによる反対運動をおこして、その施行を阻み、ついに家族制度と祖先崇拜を主軸とする天皇制的な民法の制定を実現させたのである。

国体の教義の内容

神道（神社神道、国家神道）には教義がないという説は、国家神道は宗教ではないとする神社非宗教論の最大の根拠であつたが、国家神道は、特定の神を立て、それらの神々への信仰を説く、まぎれもない宗教であつた。国家神道は、発展した型態の民族宗教であり、体系的な宗教イデオロギーをそなえていた。この国家神道教義は、国体の教義、すなわち大日本帝国が掲げる国体観念であつた。

「大日本帝国は、畏くも皇祖天照大神の肇め給うた国であつて、その神裔にあらせられる万世一系の天皇が、皇祖の神勅のまにまに、悠遠の古より無窮にしろしめし給ふ。これ万邦無比の我が国体である。（中略）我が国にあつては、歴代の天皇は常に皇祖と御一体にあらせられ、現御神（まぎみかみ）として神ながら御代しろしめし、宏大無辺の聖徳を垂れさせ給ひ、国民はこの仁慈の皇恩に浴して、億兆一心、聖旨を奉体し祖志を継ぎ、代々天皇にまつるひ奉つて、忠孝の美德を発揮し、かくて君民一致の比類なき大家族国家を形成し、無窮に絶ゆることなき国家の生命が、生々発展し続けてゐる。これ我が国体の精華である。この万世易（よろこ）ることなき尊厳無比なる国体に基づき、太古に肇（はじ）まり無窮に通じ、中外に施して停（とど）ることなき道こそは、惟神（みづかみ）の大道である。しかしして

惟神の大道が、最も莊嚴にして尊貴なる姿として現はれたものに神社がある。伊勢の神宮を始め奉り、各地に鎮まります神社は、尊嚴なる我が国体を顕現し、永久に皇国を鎮護せられてゐるのである。」(神祇院編『神社本義』)

天皇制の神話

この文章に端的に示されているように、国体の教義は、何よりもまず、神である天皇が統治する大日本帝国の神聖性の主張であり、その根拠は、古代国家がつくりあげた記紀の政治神話にあった。

『古事記』『日本書紀』は「神典」と称され、国家権力は、記紀神話を日本の正統神話として位置づけて、天孫降臨をはじめとする一連の政治神話を学校教育の重要なテーマとした。政府は、この正統神話にたいする批判はもとより、客観的な研究や疑問の提示すらも、きびしく禁圧した。多元的に発達した日本の諸宗教のうちには、独自の神話をそなえた宗教があつたが、政府は、異質な神話の存在そのものを、不敬の証拠として追及し、宗教弾圧をくりかえした。なかでも、天理教の「こふき」の神話や大本教の国祖隠退の神話等は、天皇制神話とはまったく異なる内容をもっていたから、天皇の宗教的権威に正面から挑戦するものとして、政府はむぎだしの憎悪を示し、これらの宗教にたいする干渉と圧迫は、執拗であり苛酷であつた。

一般に近代国家においては、神話は宗教ないし文化遺産の領域の問題であり、直接の政治的機能を担うことはまれである。しかし国家神道体制下の日本では、神話がそのまま国家権力のイデオロギー的基礎であり、政府は正統神話を確立することによつて、天皇の名による政治支配を正当化した。大日本帝国では、神話はまさしく政治の次元で生きており、それゆえに政府は、神話を、国民に教え込み、ひたすら信じさせる必要があつたのである。

国家神道の神観念

学校教育のなかでも、とくに義務教育である初等教育では、修身科を中心に、国体の教義の普及徹底が図られた。神話は、疑うことを許さない事実とされ、ここに発する世界に冠たる国体の優越性への確信と、神に率いられる日本民族という選民意識が、排外的民族主義のゆたかな土壌となった。しかし、国家神道においては、祭神論争で露呈したように、神にかんする観念は未整理であり、確定していなかったから、国家神道の神観念は、国体の教義を学校教育にもちこむうえでの難問題となった。

ヨーロッパの先進資本主義国の教育制度を模倣した日本の近代的学制は、道德の面では、欧米でのキリスト教に見あう役割を、国体の教義にもとめる必要があつた。しかし、歴史的に形成された日本人の宗教観念では、神はキリスト教のように人間と断絶した絶

対の存在ではなく、神人の連続観と、聖と世俗の分かちがたい融合が支配的であった。そのため、明治後半の修身教科書では、国家神道の神々を超絶的存在として説明するために、キリスト教の神観念の内容をそのまま用いるという奇異な現象がみられた。

学校教育にかぎらず、神道界そのものにおいても、最高神のアマテラスオオミカミや、宇宙万物の創造主、造化三神の神格と属性について、近代社会の国民の知的水準に対応する「神学」の理論体系を、展開しようにもできない実情であった。国家神道は、国民の知的認識とは別次元の、神話に逃げ込むことによつて、形をとりつくりうほかほかであったし、そのために国体の教義じたいが、国民の意識から隔絶したものにならざるをえなかったのである。

国家神道の軍事的性格

日本は、明治二〇年代と三〇年代に、一〇年の間隔で中国とロシアにたいして二度の本格的な対外戦争をたたかった。日清戦争は、朝鮮の支配権をめぐる清国との全面戦争であり、日露戦争は、南下する帝政ロシアにたいする中国東北地方の争奪戦であった。日清戦後、帝国主義の段階に入った日本資本主義は、アジア大陸の経済的軍事的支配をめざす軍国主義的性格を、急速につよめた。国力をあげての日清、日露両戦争をつうじて、国家神道は、その軍事的性格を一挙に顕在化した。

国体の教義の中心には、世界における「神国日本」の絶対の優越性の主張と、全世界を指導する聖なる使命意識があり、天皇の名による戦争は、無条件に聖戦として美化された。全国各地の大小の神社では、国家段階での戦勝祈願とともに、氏子である出征将兵の武運長久祈願が行われ、神社は戦争をつうじて、氏子崇敬者としての国民との結びつきを強化した。神社は、明治後期には急速に軍事的性格を強め、戦勝、武運長久祈願という新たな宗教的機能を獲得した。本格的な対外戦争による戦死者の急増は、天皇の名による戦争の戦没者を「英霊」として合祀する靖国神社の比重を大きくした。招魂社にはじまる靖国神社は、陸、海軍省所管の宗教施設で、一八七九年（明治一二）別格官幣社に列格されて改称し、国家神道の系列に位置づけられた特殊な神社であったが、日本の対外侵略の拡大とともに、国家神道の軍事的性格を代表する神社として発展し、国体の教義の重要な支柱となった。

3 宮中祭祀と神社祭祀

報本反始

国家神道は宗教ではなく国家の祭祀であるとされたが、このことは、国家神道が、もっぱら祭祀を中心とする宗教であったことを意味する。

祭祀とはまつりのことであり、国家神道の教義では、「神威を畏みまつり、神徳を仰ぎまつる心を本として、皇室の隆栄、国家の発展を祈る真心のまにまに、国民の幸福、郷土の繁盛を感謝し祈禱して、以て神慮を慰め奉り、また冥助を憑み奉る至情」を表現するものであるとした。（全国神職会編『神社読本』）

天皇は、祭祀大権をもち、みずからの祭祀によって皇祖神と一体化し、現人神としての神徳を示すものとされた。「臣民」の祭祀は、神意を奉戴し、天皇による皇祖神への奉仕に帰一することが目的とされた。あらゆる祭祀が、天皇の祭祀に帰一し包摂されるという構造で、国家神道の祭祀は、政治の次元における天皇の統治を、宗教の次元において表現していた。祭祀の精神は、「報本反始」とされていたが、これは、神恩に感謝し、神徳をたたえ、神意に帰一することを意味した。

宗教儀礼の機能

国家神道の祭祀は、宗教儀礼の一種であるが、それは、民族宗教の儀礼がもつ機能の意図的な復活を特徴としていた。一般に宗教儀礼は、祭司等の儀礼執行者を中心に、参加者全員によって、一定の形式にしたがって営まれる。その形式は、儀礼の意味と目的を儀式化して示したもので、その動作をつうじて、参加した全員は、共通するひとつの意志を表明し、この意志を互いに確認しあうことになる。定期および臨時の定型化された宗教儀礼は、一定の集団にとって、結合の再確認と意志統一の場としての政治的機能をもつわけである。民族宗教の儀礼では、この結合と統一が、そのまま社会集団全体の日常生活における結合と統一を意味する。国家神道の祭祀は、こういう民族宗教の儀礼の機能を、近代社会において再現したものであった。その目的は、天皇の政治上、宗教上の絶対の権威を主張する国体の教義を、定型化された行動で示し、この儀礼に、国民を強制的に参加させることによって、国体の教義にもとづく共同体的な結合と統一を確保することにあつた。

そのため、国家神道の祭祀は、本質において政治的であり、すべての祭祀が、最高の儀礼執行者であり生き神である天皇の祭祀を基準として組み立てられていた。天皇の祭祀、すなわち宮中祭祀（皇室神道の祭祀）の主要な内容と形式は、日露戦後の一九〇八年（明治四二）九月の皇室祭祀令によって確定した。神社の祭祀の形式は、これについて大正期から昭和初期にかけて、宮中祭祀を基準として整えられ制度化された。

本を読み終えるまで1分

神殿は、天神地祇八百万神を祀っている。神殿の起源は、一八六九年（明治二）神祇官に八神と天神地祇の二座を鎮祭した八神殿に始まり、一八七二年（明治五）に宮中に遷されたのち、同年、神殿と改称した。天神地祇と区別して八神を祀るのは、白川神道、吉田神道がうけついでできた古代の神祇官の伝統であつたが、アマテラスオオミカミを最高神とする国家神道の教義に合わせて、八神をとくに祀ることをやめ、天神地祇にふくめたものである。

神嘉殿

神嘉殿は、イネの農耕儀礼ニヒナメマツリのための神殿である。この儀礼が、天皇の宗教的權威の源泉として、その宗教的機能の中心を占めてきた歴史的伝統から、三殿とはべつの、独立の神殿が設けられたものである。神嘉殿の構造と祭祀の舗設は、江戸時代中期の大嘗祭、新嘗祭の復興のさいに、古制を調査し復元したものが踏襲されている。宮中の新嘗祭には、毎年指定される悠紀田、主基田の神田で、嚴重に古式にのっとりつくられた神聖な新穀がささげられた。このほか、皇室祭祀令によらない祭祀として、太極令と立儲令にもとづく祭祀と、皇位継承にかんする祭祀があり、また歴代天皇の山陵と皇族の墳墓にたいする祭祀があつた。

皇室祭祀令によつて、宮中祭祀には大祭、小祭の別があつた。これらの祭祀は、一般に考えられているような古い伝統をもつものではなく、その大半は、明治維新後に新たにつくられた大小の祭りであり、のち一九二七年（昭和二）に部分的に改正された。

宮中祭祀

改正後の皇室祭祀令によると、大祭は、元始祭（一月三日）、紀元節祭（二月十一日）、春秋二季の皇霊祭と神殿祭（春分日と秋分日）、神武天皇祭（四月三日）、神嘗祭（十月十七日）、新嘗祭（十一月二十三、二十四日）、先帝祭、先帝以前三代の式年祭、皇后の式年祭、皇妣たる皇后の式年祭、の各祭であつた。同じく小祭は、歳旦祭（一月一日）、祈年祭（二月十七日）、明治節祭（十一月三日）、賢所御神楽（十二月中旬）、天長節祭（四月二十九日）、先帝以前三代の例祭、皇后の例祭、皇妣たる皇后の例祭、綏靖天皇以下先帝以前四代にいたる歴代天皇の式年祭、の各祭であつた。

大祭では、天皇が皇族と文武の高級官僚を率いてみずから祭典を執行した。小祭では、天皇が皇族と官僚を率いてみずから礼拝し、掌典長に祭典を執行させた。祭典は、主として宮中三殿でそれぞれ行われたが、大祭のうち、とくに元始祭は三殿すべてで行われ、「天孫降臨 天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀ル」（明治四年、神祇省の正院への上申書）祭典として重んじられ、明治初年には「天降祭」と称すべきだとの意見もあつた。紀元節祭は皇霊殿で行われてきたが、一九二八年（昭和三）から三殿すべてで行われることに改められ、

とくに重い取り扱いをうけることになった。また、新嘗祭は神嘉殿で、大嘗祭は、伊勢神宮と賢所で行われた。

これらのおびただしい祭典のうち、明治維新前から行われていた祭典は、大祭では神嘗祭と新嘗祭およびその鎮魂祭のみであり、小祭では歳旦、祈年、賢所御神楽の三祭にすぎない。そのほか四方拝（二月一日）、節折（六月、十二月の晦日）、大祓（同）の三儀式が、古代以来の伝統をもつ儀礼であった。

国家神道の祭祀の基準として編成された宮中祭祀は、新たにつくり出された国家宗教の儀礼にふさわしく、新登場の祭祀が大半を占めていた。新しくつくられた宮中祭祀の祭典は、天皇の祖先の祭りと、記紀神話に依拠する政治色のつよい祭りであり、天皇崇拜を積極的におし出すために、明治中期までにつぎつぎと制定されたものである。とくに天皇の祖先を祀る多数の祭典が新設されたのは、国体の教義において占める祖先崇拜の重要な役割に対応して、天皇がみずから祖先崇拜の範を垂れるという趣旨によるものであった。

祝祭日の制定

宮中祭祀は、国家神道の基本を示す儀礼であったから、「臣民」は、あけてこの祭祀に参加するべきものとされ、国民の祝祭日は、すべて宮中祭祀にしたがつてさだめられた。

政府は、一八七三年（明治六）十月、「年中祭日祝日等ノ休暇日ヲ左ノ通此旨布告候事」との太政官布告を発し、元始祭（一月三日）、新年宴会（二月五日）、孝明天皇祭（一月三十日）、紀元節（二月十一日）、神武天皇祭（四月三日）、神嘗祭（九月十七日、のち十月十七日）、天長節（十一月三日）、新嘗祭（十一月二十三日）の八日を祝祭日とさだめた。これらは、宮中の新年宴会を祝う「新年宴会」のほかは、すべて宮中祭祀にもとづく祝祭日であった。

さらに一八七八年（明治二一）には、祖先崇拜の習俗として定着している春秋の彼岸を国家の手中におさめるために、春秋二季の皇霊祭（春分日、秋分日）が祭日に加えられ、一九二七年（昭和二）三月には、明治天皇の「聖徳」を記念する意味で、明治節（十一月三日）が祝日となった。また、天皇の誕生日を祝う天長節は、明治、大正、昭和と日が変わり、昭和に入って、大正天皇祭（十二月二十五日）が祭日に加えられた。

紀元節

祝祭日のなかで、政治的にもっとも大きな役割を果たしたものに、紀元節がある。一八七二年（明治五）十一月、政府は、江戸時代以来の太陰太陽暦を太陽暦に改めるのを機に、神話上の神武天皇即位の年を元年とする皇紀（天皇紀元）を採用して、その即位日

を一月二十九日とさだめ、例年、同日に祭典を行うことを布告した。翌年三月、政府は「神武天皇御即位日紀元節ト被称候事」との太政官布告を発した。

『日本書紀』には、神武天皇が「辛酉年春正月庚辰朔」に即位したと記されている。

これは、辛酉年が、古代中国で成立した讖緯説の説く変革の年であることから、第一代の天皇の即位を、象徴的に辛酉年元日と記述したものであり、もとより客観的な歴史とは無関係であった。改暦にともない、明治六年の旧暦元日が、新暦一月二十九日となるので、一月二十九日を紀元節として布告したわけである。

しかし、この方式では、毎年紀元節が動くという難点があるうえ、この旧暦は中国暦を参考として天保年間につくられた天保暦であるのに、その元日をそのまま神武天皇即位日とすることには明らかに無理があった。そこで政府は、神武天皇当時の中国暦を援用して二千五百余年昔の暦を逆算したとして、同年十月にいたり、二月十一日を紀元節とすることに改めた。神武天皇祭も、同様の計算で、三月十一日を四月三日に改めた。しかし、実際には無意味であり不可能なはずのこの計算が、何を根拠としたかについても、また計算の方法についても公表されないままに終り、国民は一方的に二月十一日を盛国の日として信ずるよう強制的にすることになった。

紀元節は、天皇統治の國体の神話的起点を意味し、近代天皇制國家にとっての最大の聖なる記念日であった。一九二六年（天正一五）には、国粹主義者によつて紀元節当日を建国祭と唱えて、排外的民族主義を高揚する運動が始まった。

宮中祭祀を根拠とする祝祭日の制定によつて、国民の日常生活には、皇室神道が直接の影響を及ぼすことになった。その反面、幕末まで、日本人の生活に根をおろしていた五節句、八朔等の祝日は、一八七三年（明治六）に公的に廃止された。五節句のうちの桃と端午の節句は、節分等とともに、民間の習俗として生きつづけたが、そのほかは衰えて忘れられていった。

神宮祭祀

神社の祭祀も、宮中祭祀の制度化にともなつて整備された。とくに、伊勢神宮の祭祀は、神宮祭祀とよばれて、宮中祭祀と一体のものとして重視された。伊勢神宮は、一八七一年（明治四）のいわゆる御改正によつて、国家神道の本宗にふさわしく、内宮を主体につくり変えられ、正式には「神宮」と称することになった。一八七四年（明治七）には、『神宮祭式』（明治祭式）一九巻が成り、三年後に刊行された。神宮祭式はのちに改定され、一九一四年（大正三）一月、神宮祭祀令が勅令として公布されて制度的に確立した。

神宮祭祀令では、祭祀は大、中、小の三祭に分けられていた。大祭には、祈年祭、神御衣祭、月次祭、神嘗祭、新嘗祭、遷宮祭、臨時奉幣祭があり、中祭には、日別朝夕大

御饗祭、歳旦祭、元始祭、紀元節祭、風日祈祭、天長節祭、明治節祭等があった。摂社末社関係の多数の祭祀は、小祭にふくめられた。神宮祭祀は、伊勢神宮の伝統を一定の範囲で生かしながら、さらに宮中祭祀に見あう大祭、中祭をつけ加えたものであり、その確立は、近代天皇制国家の至高の聖所であり、最高の神域である神宮の完成を意味した。

神社祭祀の制度化

一般神社の祭祀については、官国幣社から府県社以下へと祭式の制定が進められ、大正期をつうじて、宮中祭祀を基準とする祭式の画一化がほぼ達成された。国家神道下の祭祀の制度化は、一八七二年(明治五)に、官国幣社の中心的な祭祀である祈年祭の祭式を、神祇省が達したのが最初で、ついで、幣帛の奉奠、祭典の式次第、祝詞、神饌、参向官等にかんする規定が整えられた。神社祭祀の経済的基礎も、一八七三年(明治六)三月の「官幣諸社官祭式」以後、急速に充実にいった。一八七五年(明治八)四月には、式部省から各府県に「神社祭式」が達せられた。これは、官社(官国幣社)についての、最初の統一的な祭式の制定で、祈年祭、新嘗祭、例祭を官祭としてとくに重んじた。教部省は、府県社以下の神社にたいしては、神社祭式に準じて、適宜に祭典を行うよう達を出した。

帝国憲法の発布を経て、国家神道が確立すると、神社の祭祀制度も、順次、体系化された。一八九四年(明治二七)には、官国幣社の祭祀は大祭と公式の祭祀の二種類に分けられ、府県社以下の神社の大祭と公式の祭祀も、これに準ずることになった。この祭式で定められた祭典は、公式の祭祀のうちに、それぞれの神社の特殊神事があるほかは、すべて宮中祭祀にもとづく祭典と、本殿、仮殿の遷座祭であった。

日露戦後の一九〇七年(明治四〇)、内務省は「神社祭式行事作法」を公布し、一九一四年(大正三)には、神社祭祀の統一を制度面で確立するため、神宮祭祀令と日を同じくして、「官国幣社以下神社祭祀令」を勅令で、「官国幣社以下神社祭式」を内務省令で定めた。

内務省制定の神社祭式は、いわゆる例祭中心主義で、各神社の祭典は、例祭を軸に編成されていた。このうち神社祭式は、昭和期に入って、前後五回部分的に改正された。最終段階の神社祭祀令によると、祭祀は大中小の各祭に分けられ、大祭は、祈年祭、新嘗祭、例祭、遷座祭、臨時奉幣祭であり、中祭は歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭および神社に特別の由緒ある祭祀であった。それ以外の祭祀は小祭とされた。なお、靖国神社と、その事実上の分社の護国神社(地方の招魂社)のばあいは、陸、海軍関係の神社という特殊性から、大祭に、靖国神社では合祀祭が、護国神社では鎮座祭、合祀祭が加えられた。神宮祭祀においても、一般神社の祭祀においても、大祭、中祭に

ふくまれていない宮中祭祀については、それぞれ「通拝」が規定されていた。こうして、全国津々浦々の神社で、すべての宮中祭祀に見あう儀礼が必ず営まれ、宗教国家の実をあげたわけである。

祭典の画一化

神社祭式では、祭典の次第が画一的にきだめられていた。ふつう、祭典では、祝詞の奏上、幣帛、神饌の供進、玉串奉呈と拝礼、直会等が行われ、祭典に奉仕する者は、内務省令がきだめる期間、身をつつしんで齋戒をし、けがれを祓うために修祓を行ふことがきだめられていた。近代天皇制国家は、宗教儀礼の形式と内容はもとより、儀礼執行のためのタブーの期間にいたるまで、事ここまかに規定したのである。

内務省の祭式では、官国幣社の新年祭、新嘗祭および例祭の「大祭式」を、つぎのようになだめていた。「当日早旦社殿ヲ裝飾ス、時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク、次幣帛供進使參進（是ヨリ先手水ノ儀アリ）、次幣帛供進使祓所ニ著ク、次修祓（先御幣物次幣帛供進使及隨員、次幣帛供進使所定ノ座ニ著ク、次御幣物幸懸ヲ便宜ノ所ニ置ク（幣帛供進使隨員禮フ）、次宮司諸事并備セル由ヲ幣帛供進使ニ申ス、次宮司御座ヲ開キ畢リテ側ニ候ス（此間奏進、次禰宜以下神祇ヲ供ス（此間奏進）、次宮司祝詞ヲ奏ス、次幣帛供進使隨員御幣物ヲ幸懸ヨリ出シ飯ニ案上ニ置ク（案ハ予メ便宜ノ所ニ設ク）、次宮司御幣物ヲ奉ル、次幣帛供進使祝詞ヲ奏ス、次幣帛供進使玉串ヲ奉リテ拝礼（玉串ハ主典之ヲ附ス）、次幣帛供進使隨員拝礼、次宮司玉串ヲ奉リテ拝礼（玉串ハ主典之ヲ附ス）、次権宮司若クハ禰宜以下拝礼、次権宮司若クハ禰宜以下御幣物ヲ撤ス、次禰宜以下神祇ヲ撤ス（此間奏進）、次宮司御座ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス（此間奏進）、次宮司祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス、次各退出」。また官国幣社の本殿遷座祭の大祭式では、地方長官が御霊代をささげもつなど、祭典で重要な役割を果たすことがきだめられていた。

神社祭式の祝詞

神社の祭典では、神に奏上する祝詞が中心的な役割を占める。神社祭式には、主要な祭典で用いる祝詞が記載され、祝詞の基準が示されていた。祝詞は、神への報本反始の赤誠を表現するものとされることから、古体を尊び、活用語尾と助詞を漢字で小さく書くなど、古代の文章表現法が用いられるとともに、文章も馴雅であることがもとめられた。古代の代表的な祝詞である「大祓詞」をはじめ「延喜式」に載せられた祝詞が重んじられ、新たに祝詞をつくるさいの規範とされた。新しくつくられた祝詞は、古体の表現をとりながら、その内容では近代天皇制国家の国体の教義を諷いあげ、天皇制イデオロギーの普及に効果的な役割を果たした。

たとえば元始祭の祝詞は「掛まくも畏き某神社の大前に宮司位勲功爵氏名恐み恐みも

白きく、遠祖の大御代より、天皇命の御代御代受け、知食し来る天つ日嗣高御座の大元始を、歳之首に言奉ると爲て、今日の御祭奉仕る状を平けく安けく聞食して、天皇命の知食す天つ日嗣の大御座、天地の共無窮に動く事無く変る事無く奉り幸奉り給ひ、天の下平けく国内安けく、皇大朝廷の大御座威を天照し罔御しに輝かしの給ひ、皇大御座の大御座を天足し国足しに足はしめ給へと、礼代の御食御酒御座の物を捧奉りて恐み恐みも言奉らうと白す」という国体の教義そのものを盛り込んだ文章であった。

国家神道の儀礼

神社の祭祀では、例祭とともに、トシゴヒの祈年祭とニヒナメの新嘗祭が祭祀の主力を占めていた。これは、全国の圧倒的多数の神社が、農耕社会の共同体の生産と生活のための祭祀を、主要な機能としてきたことを反映するものであった。皇室神道も神社神道も、原始、古代以来、日本社会の主要な生産が農業であった段階をつうじて発達した宗教観念を基本としているが、資本主義社会で成立した国家神道は、イネの農耕儀礼に依拠する天皇の宗教的權威に立つて、全国の神社の農耕社会に根ざす伝統を、祈年、新嘗の二大祭をつうじて、新たな国家宗教の体系に組み入れたのである。

しかし、官製の祭祀令と祭式で画一化された神社祭祀は、もっぱら政治上の要請から整えられた宮中祭祀を基準としていたから、多元的な源流をもつ中小の神社においては、一部の特殊神事はのこされたが、全体としては、旧来の伝統の断絶や恣意的で人為的な改変が行われた。国家神道の祭祀にみずからを合わせるために、祭典の日時や方式がくずれた例も少なくなかった。土地に密着し、祭りや現世利益の祈りをつうじて氏子崇敬者の生活につながっていた土着の小神社は、上からの祭式の画一化によって、民衆の神社から国家の神社への変質を強いられた。国家神道の主要な儀礼は、宮中祭祀の延長であり、民衆の生活からかけ離れたものとならざるをえなかったから、一般の民衆は、社殿のなかで営まれる重々しい祭典にあまり関心を示さなかった。しかし政府は、国体の教義を徹底的に普及するため、昭和期には、国民に家庭祭祀を奨励し、各戸が必ず神棚をそなえ、神宮大麻を祀るようによびかけた。

国家神道は、新たに組み立てた国体の教義を、神代に淵源する惟神の道と強弁することによってしか、国民に強制する根拠をもちえない宗教であり、復古主義こそが国家神道の本質であった。そのため、国家神道の儀礼では、祝詞の文体から奉仕者の服装、所作、用語、奏楽にいたるまで、ことさらに、古式、古制が強調された。そのため、国家神道がわずか一世紀もきかのぼらない過去に、新しくつくり出した宗教儀礼までが、悠遠の聖國の昔からつづけられてきた儀礼であるかのような錯覚を、広範な国民にあたえる結果となった。

国家神道以前の神道の実体は、多元的であり習合的であったから、神道の儀礼には、多くの流儀が併存し、それぞれの儀礼は、仏教系、陰陽道系、儒教系の類似的儀礼と習合していた。国家神道の儀礼は、国民の生活とふかく結びついたこれらの習合的儀礼を適宜に取捨して、官製の新しい形式を整え意味づけたものであった。国家神道の儀礼には、日本の宗教的伝統を吸収して換骨奪胎した要素がある反面、伝統から意図的に断絶した部面があった。

たとえば、土木建築のさいに執行する地鎮祭は、雑祭とよばれる国家神道の儀礼のひとつであったが、同様の儀礼は、仏教各宗においても、密教の教義に立つ真言宗の地鎮式、浄土系の浄土宗、真宗の地鎮式、日蓮宗の地鎮式等があり、新旧のキリスト教では定礎にさいしての祈りが行われる。神道の系統においても、白川神道、吉田神道等の地鎮祭は、数世紀の歴史をもっている。国家神道が今世紀に入って定型化した地鎮祭は、日本社会で多元的に併存している、特定の土地をきよめ守護する宗教儀礼のひとつであり、わずか数十年の伝統をもつにすぎない新しい儀礼である。国家神道のもとでつくられた特定の儀礼をもつて、日本の宗教儀礼を代表させることは、歴史上の事実からみても不可能であり、ましてすべての国民が、それぞれの宗教と関係なく、習俗として無理なく受けいれうる普遍性があるなどとは、とうていいうことはできない。

神前結婚式

国家神道の祭祀が、制度的に統一され整備されたのちも、現実には国民と神社を結びつけていたもつともつよい紐帯は、土地と生産に結びついた祭りと、一家、個人の現世利益の欲求にこたえる祈願、祈禱であり、さらには江戸時代以来の、初宮詣で、七五三等の、個人の一生の節目にあたる時期に行われる過渡儀礼（通遊儀礼）であった。こういう宗教的機能をもつ儀礼のなかで、国家神道時代にはじめて創案され、例外的に国民の生活に普及したものに、神前結婚式があった。

日本では、古来、結婚の儀式には、宗教が直接関与しないのがふつうであったが、系統的な過渡儀礼の体系をそなえたキリスト教の進出によって、キリスト教の結婚式が国民の間に広く知られるようになり、その影響で、明治中期には仏前結婚式も創案された。日清戦後の一八九九年（明治三二）、帝室制度調査局がおかれ、すでに日程にのぼっていた皇太子（大正天皇）の結婚式にそなえて、「皇室婚嫁令」が制定された。このときにはじめて神前結婚の儀礼がつくられ、翌年五月、皇太子の結婚式が皇所大前（法王）で挙行された。こののち宮中の神前結婚の儀礼は、一九一〇年（明治四三）に制定された「皇室親族令」の附式第一編「婚嫁ノ式」によって確定した。皇太子結婚の年、神宮奉斎会の東京大神宮（通称、日比谷大神宮）では、宮中の神前結婚に施をとって、「古事記」の神話にもとづく神前結婚の形式をつくり、同神宮で、はじめて神前結婚式を挙行した。この

のち神前結婚は、簡略化された形式で広く民間に普及し、日本古来の結婚形式かのように受けとられて、国民の生活に定着した。

神前結婚式は、国家の祭祀であるはずの神社のたてまえからいえば、明らかに異質の宗教儀礼であつたが、皇太子の結婚を機とする神前結婚式の普及は、天皇と神社と国民との結びつきを強めるうえで、大きな効果をもたらした。国家神道下で、キリスト教に刺戟されて創案された神道儀礼である神前結婚式のみが、ひとり国民の生活に普及し根をおろしたという事実は、国家神道の本来の国家的政治的儀礼にたいする国民の関心の稀薄さと、あざやかな対照を示している。

5 天皇制下の創建神社

第20章 神社 - 2

神社の改変と創建

国家神道のもとで、政府は多数の神社を新たに創建した。国家神道は、一九世紀なかばまでに成立していた多様な系統の神社を、天皇崇拜を主軸に再編成したが、もとより国家神道の思想に適合する神社はきわめて少なかったから、まず第一に、伊勢神宮をはじめ神社そのものの内容を人為的に改変しなければならなかった。この神社の改変と並行して、国家権力は、国家神道の思想に立つ神社をつぎつぎに創建して、国家神道の既成事実をつくりあげた。こうして、明治維新から太平洋戦争の敗戦にいたる約八〇年間に、神社神道は歴史的伝統とは異質な新たな要素を加えることになった。これらの創建神社の主力をなす少数の大神社は、全神社の首座を占める有力な地位をあたえられた。新しい国家宗教には、その教義に見あう新しい宗教施設が必要であつたが、国家はそれらの宗教施設を、形式のうえでは可能な限り古く装い、神社の伝統との断絶を意図的に埋める苦心を払わねばならなかった。

創建神社の四系統

天皇制下の創建神社には、数は少ないが、きわめて社格の高い有力神社があつて、国家神道の教義を代表していた。これらの神社は、国家権力による神社創建のねらいを示すものであり、大別して、つぎの四系統に分けることができる。(一) 近代天皇制国家のための戦没者を祀る神社(靖国神社、招魂社・護国神社) (二) 南北朝時代の南朝方「忠臣」を祀る神社(湊川神社、阿部野神社等) (三) 天皇、皇族を祀る神社(樞原神宮、平安神宮、明治神宮等) (四) 植民地、占領地に創建された神社(朝鮮神宮、建国神廟、昭南神社等)。

その他、国家神道の普及を目的として、全国各地に、アマテラスオオミカミを祭神とする神社と通拝殿が建てられた。また、国家神道の教義からいえば二義的であるが、特定の人物の霊を神として祀る伝統に沿い、しかも政治的な効果を考慮して創建された、さまざまな系統の多数の神社があつた。これらの神社は、社格も比較的低いものが多く、地方的な崇敬の対象とされた神社もふくまれていた。その主要な系列には、勤王を基準に武将、権力者等を祀った建勲神社(織田信長)、豊国神社(豊臣秀吉)、豊栄神社(毛利元就)等、江戸時代の藩主を祀った神社、国学、水戸学等の関係者を祀った本居神社(本居宣長)、弥高神社(平田篤胤、佐藤信淵)等、明治維新の志士や維新政府の功臣を祀った松陰神社(吉田松陰)、梨木神社(三条実万、三条実美)等、軍神を祀った乃木神社(乃木希典)、東郷神社(東郷平八郎)等、義人や公共に貢献した人物を祀った赤穂大石神社(大石義雄以下四十七上)、小田原報徳二宮神社(二宮尊徳)、貞享義民社(多田加助)等

があった。さらに、教派神道の各宗教が創建した神社として、宗忠神社（黒住教）、井上神社（親教）等があった。

これらの神社のなかには、織田信長を祀る別格官幣社建勲神社、豊臣秀吉を祀る同豊国神社のように、維新当初、東照宮の宗教的權威を低める目的で創建され、高い社格をあたえられた例外的な事例もあつたが、全体としては、村社、無格社がほとんどであつた。政府は、神社行政の確立後は、遙拝所もふくめて、一般国民が自主的に神社を創建するうごきを抑圧する方針をとつたから、これらの下級創建神社のなかには、かろうじて国家の宗祀である神社の地位を獲得した神社も少なくなかつた。

招魂社から靖国神社へ

創建神社の主力をなす四系統のひとつを占める靖国神社、護国神社の系統は、天皇崇拜と軍国主義の結合を特徴としていた。靖国神社の起源は、一八六九年（明治二）六月、東京九段の田安台に創建された招魂社である。明治維新の内戦にさいして、天皇軍側では、大きな戦闘のたびに、自軍戦没者の招魂祭を営んだが、一八六八年（慶応四）五月、太政官布告によつて、京都東山に社殿を設け、嘉永六年以来の国事殉難者と鳥羽伏見戦争の戦没者の霊を神として祀つた。各藩でも、これに倣つてそれぞれ招魂場を設けるようになった。東京奥都とともに、東京に全国的な規模の招魂社を新設することになり、陸軍の創設者である大村益次郎を中心に創建が具体化した。社地は、皇居を鎮護する意味から、東京城の乾に隣接する田安台が選ばれ、鳥羽伏見戦争から函館戦争にいたる天皇軍側の戦没者三五八八名が合祀された。招魂社の祝（神職）には、遠州赤心隊等の勤王祠堂の武装神職団が採用された。創建の翌々月、明治天皇は、祭祀料等として社領一万石をあたえた。これは伊勢神宮に次ぐ優遇であつたが、実際には新政府が財政難のため、当分、五千石は返上して、五千石で祭祀を営むことになった。

招魂社では、旧来の神儒仏の葬祭をはなれた、独自の慰霊の形式として、御霊信仰系統の形式を採用した。一八七四年（明治七）一月の大祭には、はじめて明治天皇が参拝したが、国民の霊を祀る神社に天皇が参拝することは前例がなく、この親拝は戦没者にたいする破格の処遇を意味した。翌年には、東山招魂社に祀る霊を招魂社に合祀し、こののち順次、各地の招魂社に祀る霊を合祀して、中央の招魂社としての実体をつくつていった。

靖国神社と護国神社

一八七九年（明治一二）六月、招魂社は靖国神社と改称し、別格官幣社の社格をあたえられた。この列格によつて、靖国神社は国家神道の重要な一支柱として位置づけられた。靖国神社は、創建の経緯から、当初、軍務官が管轄し、のち、内務省、内務・陸・

海軍省の共同管轄を経て、陸、海軍省所管の神社となった。祭典のさいは、祭主は陸、海軍将官がつとめ、陸、海軍省が任命した宮司は、祭主の代理者であった。靖国神社の警護には憲兵があたるなど、靖国神社は、名実ともに軍の宗教施設であり、一般の神社行政の枠外におかれた。靖国神社は、天皇の名による度重なる戦争ごとに戦没者を合祀して発展をつづけ、その祭神は、一九四二年（昭和一七）には二三万八千余、太平洋戦争の敗戦時には一二〇万をこえた。

靖国神社の祭祀は、春秋の例大祭と、新祭神合祀のための臨時大祭を中心としていた。社殿には、神体の鏡、剣とともに、合祀者の氏名等を記した靈簡簿（れいけんぼ）がおかれた。社域には、招魂斎庭とよぶ砂を敷きつめ竹垣で囲んだ聖域があつて、合祀のさいはここに仮殿を設けて招魂の祭儀が行われた。この祭儀は、深夜午前二時に、闇中で営まれ、天から降る新祭神の神霊を迎え、本殿に鎮める儀式であつた。

靖国神社は、戦没者を護国の英霊として祀り、天皇の参拝という「殊遇」をあたえることによつて、戦争のたびに、国民の間に天皇崇拜と軍国主義を普及させるうえで、絶大な役割を果たした。靖国神社の祭祀は、非業の死をとげた者の霊を神として祀り、その霊威を鎮めるといふ、ながい伝統をもつ御霊信仰をうけついでおり、さらにこれと天皇崇拜を直結する構造をもつていた。しかし、靖国神社においては、国民の宗教意識に定着してきた慰霊の伝統に、本質的な改変が加えられていた。封建社会以前の日本では、戦乱にたおれた者は、敵味方の区別なく供養し、その霊を慰め鎮めるといふ伝統があつた。しかし靖国神社の原理は、列格のさいの祭文に「……明治元年と云ふ年より以降、内外の国の荒振る寇等（わがたらのし）を討罰（うちばつ）め、服はぬ人を言和（ごんわ）し給ふ時に、汝命等の、赤き直き真心を以て、家を忘れ身を擲ちて、各も各も死亡（しなう）にし其の大き高き勲功（いさごう）に依りてし、大皇國をば安國（やすくに）と知食（しんじく）す事ぞと思食（おもひじく）す……」とあるように、幕府軍側の戦没者や外国の兵士等、天皇の「敵」の死には一顧（いちこ）をもあたえないというインヒューマンな発想に立つていた。靖国の「国」は、どこまでも、大日本帝国のことであり、天皇への忠誠のみが、いっさいの価値の基準であつた。戦没者は、天皇のために死ぬことによつて、生前の所行の是非善悪とは完全に無関係に、神として祀られ、国家は国民にたいして、この神々を礼拝することを強制した。靖国神社祭神への礼拝の強制にたいして、大正期に吉野作造らは、国民の道德観を混乱させるものであると批判し、国粹主義者たちのはげしい反撃をうけた。これは、靖国神社の構造そのものがはらんでいる矛盾の現われであつた。

各地の招魂社は、事実上の靖国神社の地方的分社として整備され、一九〇一年（明治三四）には、国費で維持される官祭招魂社一〇五社がさだめられたが、そのほかに三〇余社の私祭招魂社があつた。日中戦争下の一九三九年（昭和一四）三月、招魂社を護国神社と改称し、道府県あたり各一社を指定護国神社、他を指定外護国神社とした。指定護国神社は三四社で、府県社に準じ、指定外は八三社で村社に準じた。指定護国神社は、

師団所在地等、陸、海軍の関係地に設けられた招魂社が多かった。

南朝の忠臣を祀る神社

創建神社の一系統を占める、いわゆる南朝の忠臣を祀る神社は、明治前半を中心に、集散的に創建された。一九一一年（明治四四）には、帝国議会で南北朝の正閏が問題となったが、政府の立場は、維新当初以来、一貫して南朝を正統とする大義名分論であり、南朝関係の神社創建は、この立場の確認にほかならなかった。

この関係の創建神社には、後醍醐天皇を祀る吉野神宮（官幣大社）をはじめ、護良親王（官幣中社・鎌倉宮）、宗良親王（同・井伊谷宮）、懐良親王（同・八代宮）、尊良親王と恒良親王（同・金崎宮）等の、天皇、皇族を祭神とする神社もふくまれていた。いわゆる忠臣の神社は、別格官幣社が一〇社にのぼり、さらに低い社格の神社が各地につくられた。その主要なものには、楠正成の湊川神社、菊池武時一族の菊池神社、新田義貞の藤島神社、北畠親房一族の阿部野神社と靈山神社等がある。明治前期の国家神道の形成期に、政府の手で南朝関係の神社があいついで創建された背景には、天皇への忠誠心を国民の間に定着させるうえで、南朝の忠臣の行実を典型としてクロイズ・アップするところが、国民教化上、きわめて有効だとみる政府の判断があった。

これらの神社のうち、もつとも早く成立し、その代表的な存在となったのは、神戸の湊川神社であった。湊川神社の創建は、王政復古直後の一八六八年（慶応四）四月、明治天皇から出た楠社造営の沙汰に始まる。この沙汰は、神社関係では、祭政一致の布告後に行われた最初の措置であった。

楠社造営の太政官達には「大政更新之折柄、表忠之盛典被為行、天下之忠臣孝子ヲ勸奨被遊候ニ付テハ、楠贈正三位中将正成精忠節義其功烈万世ニ輝キ、貞二千歳之一人、臣子之亀鑑ニ候故、今般神号ヲ追諡シ社壇造営被遊度思食ニ候……」とあって、創建の目的を明示していた。造営は兵庫県に委任され、造営料として明治天皇から金三千両があたえられたほか、政府の高官、藩知事、民間人等から金品や土地の献納が行われた。一八七二年（明治五）五月、造営が成り、社号を湊川神社とし、別格官幣社に列格された。もともと、古代国家以来の神祇制度には、大中小の官幣社、国幣社はあったが、別格官幣社の社格は、湊川神社の創建にあたって、新たにつくられたものである。官幣社は、神祇官、のちには宮内省が幣帛を供進する高位の神社であるが、「臣下」を祭神とする新規創建の神社の場合は、政治的にとくに重視する必要があっても、従来の官社のいずれにも列格しにくいため、別格官幣社という新社格を考えだしたわけである。

福井の藤島神社は、一八七〇年（明治三）に新田義貞の戦没地に祠が建立され、一八七六年（明治九）には社号をあたえられて、別格官幣社に列せられた。熊本県隈府の菊池神社は、朝廷の命をうけて一八七〇年（明治三）に菊池城址に社殿が造営されたのが

岩波新書（青版）冊

国家神道（電子書籍版）

二〇一九年一〇月一四日 発行

著 者：村上重良（むらかみ・しげよし）

発行所：岩波 野

発行所：岩波書店

〒一〇一-八〇〇-一

東京都千代田区二ツ橋一-五-五

電話 〇三（五）-（〇）四〇〇〇（窓口）

<https://www.iwanami.co.jp/>

ネット加工：木口文芸舎印刷株式会社

本書を電子化するにあたり、ペーパードキュメント上の制約その他の理由により書籍版（冊子体）と異なる表記・表示をした箇所があります。また、一冊になる箇所により、画面表示などが異なる場合、うまく表示されない文字が生じる場合があることをご了承ください。

本書と書籍版は次の書籍版をともに編集・作成しました。

岩波新書（青版）冊

国家神道

二〇一六年一一月三日 第三刷発行

ISBN 4-00-412155-8

〈国家神道（電子書籍版）〉 二〇一九

大江志乃夫証人調書 I (第五回口頭弁論)

証人調書		期日	平成三年二月一三日 午前一〇時〇〇分
		氏名	大江 志乃夫
職業		年齢	昭和三年二月八日生
		住所	茨城県勝田市武田九四二
宣誓その他の状況		裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、証人がうそをいった場合の罰を注意し、別紙宣誓書を読みあげさせてその誓いをさせた。	
陳述の要領			
右証人の供述は別紙速記録記載のとおり 裁判所書記官 野藤直文 ㊟			

(この調書は、第五回口頭弁論(調書と一体となるものである。)

つけましたが、そのほかにもまだミスがございます。

一〇、六六号証の末尾に本文正誤表ということで添付しておりますが、これ以外にも誤りがあったという事です。

はい。

(速記録末尾添付正誤表を示す)

一一、ここにページ数と行と、それから誤っておる部分、正しい部分ということで書かれておりますが、こちらに記載されておるとおりの誤りがあったと。そしてこれを正しく直したというものは、これでしょうか。

はい。

一二、これを先生の調書に添付するということにかえさしていただきます。それではこれから本件各支出の宗教的な意義とその社会的な意味というふうな問題についてお尋ねいたしますが、その前提といたしまして、靖国神社とか、あるいは護国神社がどのようなものであったかというふうなことを、これからお聞きしていきたいと思えます。詳しくは甲三九号証の岩波新書の「靖国神社」に記載がされておりますが、簡単にお答えいただければと思います。まず、一つには靖国神社がどのような沿革を持っていたのか、これを簡単に御説明いただけますでしょうか。

非常に簡単には意見書の四ページから七ページまでに書いてございますが、靖国神社はその前身、これは東京招魂社、これは明治二年に創設されました。当時の政府の制度でいいますと、軍務官、兵部省とそれから陸軍省・海軍省という官庁の変化がございますが、こういっ

た軍事を司る省の管轄下に一貫して敗戦まで置かれております。一八七九年、明治一二年に東京招魂社が靖国神社と名を改めまして、そして政府の定めた社格制度の下で、別格官幣社になります。で、このときに官幣社、国幣社を管轄する内務省が管轄庁の中に参加しますけれども、明治二〇年、一八八七年に再び陸軍省・海軍省の管轄になります。つまり内務省が排除されて、それから昭和二〇年、一九四五年の敗戦までに至ります。これは、他のすべての神社と非常に性格を異にしております。創設依頼一貫して軍事官庁の管轄下に置かれた神社という特別な存在であったということが一つ大きな、制度の面では大きな特徴だと思います。で、この軍事官庁の管轄であるということは、これは特に靖国神社の祭神が、まず第一に祭神の資格が戦没者であることということ。それから第二にその要件としては、軍人、軍属、それからこれに準ずる者、それからその他具体的に定められた者という形で戦没軍人を祭神としてまつるといふ性格の神社であったということから、軍事官庁の管轄の下に置かれていたと、これが祭神の特性でありますね。

一三、次に各県には護国神社というものが設置されておりますけれども、この護国神社の沿革というものは、これも簡単に説明していただくとどういふことになるでしょうか。

護国神社はその前身は地方招魂社ですけれども、これは最初は廃藩置県の前の各藩で建てたり、そういったものがございまして、これはその中に特に政府が援助する、いわゆる官制招魂社というものがございまして、これが後に指定護国神社、その中から指定護国神社という形で現在の都道府県の護国神社が成立するわけでございますけれども、その管轄は、最初は

教部省、教部省が廃止された後は内務省ということで、ほかの一般の神社と同じように内務省の管轄の下に置かれております。で、一九三九年、昭和一四年の内務省令で「招魂社を護国神社と改称の件」、それから内務省告示「社司を置く護国神社の指定に関する件」ということで、指定護国神社というものが成立をしました。愛媛県の場合でいうと、愛媛県護国神社、愛媛県松山市新立町一丁目という指定が行われております。ただ、護国神社も、一般の、その社格は府県社並みでありますけれども、法令を見ますと、これは府県社、例えば明治二七年、一八九四年の勅令第二二号でありますけれども、「府県社及び郷社並に内務大臣の指定する護国神社」、これは当時は招魂社という名称であつたんですけれども、後に護国神社と自然に改められておるんですけれども、「護国神社に左の神職を置く」ということで、必ず府県社とは別に護国神社というのが特記されておりました、その点で一般の神社とは扱いが異なっていると、法令上も扱いが異なっているということがいえると。その点では内務省の管轄ではありますけれども、一般の神社とは法令上の扱いを異にしている神社ということがいえると思います。で、護国神社の祭神はこれは靖国神社の祭神ということに定められております。で、大体においてその道府県出身者で、靖国神社の祭神である者、あるいは例外的にその道府県内の軍隊に所属していた戦没者を祭神とするということになっております。で、ただ、幕末明治維新期のいわゆる殉難者については、これは既に、こういった護国神社制度ができる前に地方招魂社の祭神としてまつられていた人で、靖国神社の祭神になっていない例外的な存在というものがありますけれども、一般的には原則としては靖国神社の祭神が護

国神社の祭神であるということになっております。

一四、そういったしますと、管轄的には靖国神社と護国神社とはそれぞれ別個のものであったけれども、祭神として共通をした祭神をおまつりするというふうな神社であるというふうなことですかね。

そのとおりです。

一五、先生の意見書の中にも中央の靖国神社、地方の護国神社ということ、そういうふうな位置づけがなされておりますが、そのようなものなんでしょうか。

祭神、それからもう一つ、祭祀の形態ですね。祭祀儀礼の形態。この二つが護国神社と靖国神社に共通しており、それからほかの神社にはない特色を持っているという点で、中央と地方という関係でとらえてもよろしいと思います。

一六、ところで、日本の場合には、明治維新によって近代天皇制が生み出され、大日本国憲法によってその枠組みが決定されたというふうに言われておるわけですが、敗戦までの近代天皇制がどのような国家形態だったか、この点について簡単に御説明いただけますでしょうか。

近代天皇制というのは明治憲法に定められているとおり、一つは天皇が統治権を総覧するという形で、天皇が政治的な主権者であるということが一つ。それからもう一つは、特に憲法の中に例外的な運用として成立したのが、特に天皇が軍隊を直接に統率をするという軍の直接の統帥権者であったという点。それから第三番目は、これは天皇が祭祀、お祭りをする祭祀大権の保有者であるという理解が、これは憲法に明文上の規定はございません。しかし、戦前の憲法学説では祭祀大権ということが解釈として確定しております、いわゆる天皇は

大きな効果を持った行事である。

五〇、そういたしますと、憲法が定めておる政教分離の原則から考えて、靖国神社で行われるみたま祭に愛媛県知事が献灯料を出すということについてはどのようにお考えでしょうか。

ですから、このみたま祭の目的が今言ったような目的、宗教目的のいわゆる靖国神社の祭祀の顕教的側面を持つ宗教的祭祀であると。しかも、その一番中心になるのがこの堤灯の揭示であると。その堤灯を献納するということですから、まあ、靖国神社祭祀の目的そのものに直接に奉仕をするという意味合いを持っていますし、効果としては、年間一番多くの参詣者に愛媛県が大型献灯一つを奉納しておるということを知らせるといふ意味で絶大な効果を發揮するということができると思います。

五一、そういたしますと、これは、本来的には、愛媛県知事がみたま祭に献灯料を出す行為は、政教分離原則に違反するというふうな行為になるというふうなことでしょいかね。

はい、そうです。

五二、続きまして、玉串料の問題についてお尋ねしたいと思います。

(乙第二号証を示す)

これは、昭和五六年の四月に靖国神社社務所名義で愛媛県東京事務所長宛に出された靖国神社の秋季例大祭に関して玉串料のお供えをいただきたいという要請文になっておりますが、この文案では、玉串料のお供えをいただきたいというふうな記載がございます。乙六号証のみたま祭における献灯については、「献灯方お願い」というふうな記載がなされておりますが、用語の違いで

両者で異なるぶんが少しあるんですけれども、これは何か意味があるんでしょうか。

これは、実を言いますと、第一審判決はこの玉串料についての理解がちょっと正確でないのではないかと。今、指摘がありましたように、献灯の場合には、献灯をお願いするというところで、その献灯の代わりにお金の形で、大型献灯一個分のお金を献納するという形になっております。ところが、玉串料については、既に、「玉串料をお供えいただきたい」ということで、最初から玉串料と。これは、玉串をお供えいただきたいということで、玉串の代わりにお金の形で奉納するのではなしに、靖国神社の側から、最初に、玉串料というお金の形でお供えいただきたいと、こういう依頼が行われているという点で、いわゆる献灯料と玉串料とは非常に性格が異なっているということが出来ます。

五三、そういったしますと、玉串料そのものをお供えするということが、これは、神社の祭式においてはどのような意味合いを持っているんでしょうか。

これは、今言っている玉串料というのは、戦前の国家神道時代に言ういわゆる神の食べ物、布、つまり神饌幣帛料のことです。で、神饌幣帛料、これは、厳密には神饌料と幣帛料に分離することが出来るわけなんですけれども、まあ、戦前の法規では、多くは一括して神饌幣帛料という形で呼んでおります。で、具体的には、国家神道時代の神社の社格は、天皇、国、或いは地方団体のどの機関が神饌幣帛料をその神社に供進するかというので神社の社格が決められている。つまり、神饌幣帛料というのが戦前の神社制度の一番根本になっていた。したがって、官幣社は、官というのは天皇でありまして、官が幣帛料を供進する神

社であると。国幣社というのは、国、政府が幣帛料を供進する神社であると、こういう位置づけであります。したがって、だれがこの幣帛料を供進するかというのがその神社の格付けになっていると。まあ、こういう神饌幣帛料というのは非常に重要な意味を持っていると。したがって、これは、当初から神饌幣帛料という形で定められていたものであって、いわゆる神饌幣帛に代わってお金の形で納めるというものとは違っております。と言いますのは、祭祀儀礼の形式が法規によって決定されますので、したがって、そこに備える神饌であるとか幣帛というものの内容はこれは決まっております。つまり、そういった神饌や幣帛を皆思い思いに供えるというわけにはいきません。で、定められた神饌幣帛を調達するのは神社の側であります。それを調達するための資金という形で神饌幣帛料を納めるというのがこれが既に、明治六年三月、式部寮達番外官幣諸社官祭式で定められております。で、ここでは、これは逆にになっておりまして、「幣帛神饌料はその祭日の前、棟梁より相渡すべきこと」と、こういうような規定になっておりまして、つまり、国家神道が成立した当初から神饌幣帛料というお金の形で納めるという制度になっております。この点が、献灯を依頼されて、それをお金の形で納めた献灯料とは違っております。最初から神饌幣帛料という形でお金の形で納める制度として定められておることです。

五四、その場合に、神饌幣帛料と玉串料、これはどういうふうな繋がりがあるのでしょうか。

これは、靖国神社編の靖国神社史を見ますと、靖国神社は別格官幣社でありまして、したがって、天皇が神饌幣帛料を供進するという格の神社であります。したがって、天皇以外

は神饌幣帛料という名義で奉納することはできないと。で、靖国神社の合祀祭、臨時大祭のときには、これは臨時でありますから、臨時に神饌幣帛料が奉納されるわけなんですけれども、靖国神社史によりますと、天皇が納めるのが幣帛料、又は幣物料、或いは御幣料となっております。で、皇太子が納める場合が玉串料という表現を使っております。それから、皇后が奉納するときには供物料という表現になっております。それから、天皇、皇后が連名で奉納する場合には祭資料という表現になっております。したがって、これは官幣社でありますから、神饌幣帛料、或いは幣帛料という名称で納めることができる権限を持ったのは天皇だけであると。で、これが外の人が納める場合には、玉串料、或いは供物料という名称で納めるという習慣になっています。

五五、そういたしますと、神饌幣帛料、或いは供物料、或いは玉串料というのは、これはだれに対するどういうふうな行為をすることになりますか。

これは、祭神に対してお供え物をする、そのお供え物を神社が準備するためのお金を納めるということです。

五六、そうすると、当然、そういう玉串料とか或いは供物料を納めるということになりますと、祭神という存在を認め、その祭神に対して一定の物を捧げると、こういうふうな意識というのは当然あるということが前提にあるわけなんですネ。

そうです。

五七、その中には、当然、神を褒めたたえるとか、こういうような意味合いということも含まれていると

いうことになるんでしょうか。

ええ。したがって、玉串料とは言いますけれども、これは、単に、拝礼をするときに手に持って神の前に捧げる玉串だけでなくして、靖国神社の場合ですと、具体的には、例えば、大祭のときに、中門及び招魂場に五色の絶を附せる真榊串を掲げるということになっていまして、真榊串というのは太玉串の中の名称であります。で、これは、「是迄御大祭の節太玉串は仮に木綿相用来り候の処、御本社出来の上は五色絹一匹宛御用相成候様支度比段奉伺也」ということで、それまで、木綿の太玉串を立てていたのを、今度は五色の絶を附した真榊串に変更したいということで太玉串の種類を変更したという資料でありますけれども、こういうように、単に、拝礼のときの玉串だけでなく、こういった太玉串、こういったものも含まれている。あらかじめお供えしておく太玉串といったようなものも含まれているということです。

五八、神社の祭式においては、一定の祭壇のところにいろんなものが掲げられますね。
はい。

五九、例えば、そういうふうなものを準備してもらうために玉串料を出すと、こういうような場合もあるんでしょうか。

ええ、そうでございます。

六〇、それもそういうふうな理解でよろしいんでしょうか。

ええ、祭神にお供えするものをあらかじめ準備していただくためにお金を出すということ。

すね。

六一、わたしのほうが従前理解しておったのは、玉串料というのは、神道における祭式の場合、玉串という櫛に神垂を飾ったものがございまして、それを参拝者の中の特定の方が納めると、こういうような儀式があるということは知っておるわけですけども、その櫛に神垂を付けたその対価を玉串料というような形で納めるのかなというふうな理解も若干しておったんですが、これは誤りなんですか。

それは逆でありまして、神饌幣帛料、玉串料をお供え奉納した人が拝礼をするときに、玉串料の奉納者であるということ象徴する意味で手に櫛の玉串を取ってお供えをして拝礼をするということであります。したがって、戦前の祭式では、玉串を手にとって拝礼をするという資格を認められていたのは、具体的に祭神の前にお供え物を持って行って備えたいいわゆる神職の長、宮司と、それから、神饌幣帛料を納めた人、具体的には、官幣社の場合には、天皇の代理として知事になりますけれども、この二人だけが玉串を手にとって拝礼することを許されていた。つまり、玉串料の奉納者と、その取次者という資格を持った人だけが拝礼のときに玉串を手にとって拝礼をするという資格を認められていたということです。

六二、こういう玉串の奉奠、或いは玉串料の奉納、これについて、日本遺族会、或いは靖国神社が、その宗教的な意義についてどのように説明をなさっておられるんでしょうか。

靖国神社、遺族会は、これは非常に重要な行事として認めております。これは、財団法人日本遺族会の「昭和五七年三月 玉串料の公金支出は憲法上何ら問題がない」という表題の文

書でありますけれども、これは、玉串料についてはあらかじめ神社側に準備しておいた
だくために納めるお金であるということを明記しております。「こうしてみると、玉串の奉
奠は、正式参拝において欠くことのできない儀式の一部ということになり、又『玉串料』は、
神社側のこうした儀式にそなえての準備に対する意味をも含め、参拝者の神へのお供物とい
うことになります」という認識をしております。

六三、そうしますと、愛媛県が靖国神社の春秋の例大祭において玉串料を支出したということにつ
いては、宗教的には大変重要な宗教行為に直接関与しておるといふうなことが言えるわけ
でしょうか。

そうです。というのは、特に例大祭の祭祀にあたりましては、祭祀儀礼の一番の核心は、宮
司が神殿の扉を開きまして、それから、先ず、神饌を並べまして、それから、幣帛を奉納い
たします。それから、祝詞を読んで、それから、宮司、それから、玉串料奉納者ないしはそ
の伝達者という順序でいわゆる手に持った玉串を捧げて拝礼をすると。これで終わりでござ
いますから。つまり、神饌幣帛というお供え物をして、それから手持ちの玉串を捧げて礼拝
をします。これがいわゆる神社の例大祭儀礼の全てであると言っても差し支えないというこ
とで、いわゆる神社祭祀の最も核心的な部分を形作っています。

六四、そういたしますと、そういう神社祭式における中核的な行為である玉串料の支出を愛媛県知事が
靖国神社に対してなしたと。この行為は、憲法の政教分離の原則から見ますと、どのような形に
なるんでしょうか。

これは、玉串料の奉納というのは、そういった意味からすれば、神社神道の祭祀儀礼の最も核心的な部分にかかわる直接参加するものであると。したがって、これを国なり県なりが行うということは、これは政教分離の原則に明らかに反するものであるということができると思います。

六五、続きまして、供物料の問題につきましてお尋ねいたします。愛媛県では護国神社の例大祭に対して供物料を支出しております。この供物料というのは、神道における宗教的な意義ということでどのような意味合いを持っておるんでしょうか。

先ほども申し上げましたように、これは意見書の一九ページに引用してありますけれども、皇后が、臨時大祭、合祀祭に対して単独で供進した場合には供物料という名称が使われる。その意味で、天皇が単独で供進した場合に、御幣物料、幣帛料、幣帛金、幣帛料と、こういう名称が使われているということで、まさに、幣帛料と供物料、これは内容は同じであるということが言えると思います。ただ、ニュアンス、若干の意味合いから言いますと、この幣帛料の場合には、むしろ、これは幣帛というほうの意味がありますが、供物料となりますと、神饌料に幾らか偏った意味合いを持つかもしれないと思います。その点についてははっきりしません。性格としては神饌幣帛料と全く同じものです。

六六、神饌という表現について今までも何回かあったわけですが、神道の意味合いの中では、神饌というのはどのような意味を持っておるんでしょうか。

神饌というのは、これは神道の祝詞にも出てまいりますように、それぞれの山海の産物であ



る食べ物を神に捧げて神に食べていただくという意味合いを持っております。

(乙第四六号証を示す)

六七、これは、昭和五六年に、愛媛県遺族会長の白石春樹が愛媛県知事の白石春樹宛に出された文書で、「秋季慰霊大祭を左記の通り御奉仕申上げますから萬障御繰合せ御参列を賜わり祭詞の奏上を戴くことが出来ますれば洵に仕合せに存じます」という内容の文書なんですけれども、この供物料につきましては、一番被告の主張は、護国神社に対して出されたものではなくして、愛媛県遺族会に出されたものであって、その意味でも、宗教的な意味合いもないんだと、そういうような趣旨の主張もあるんですけれども、この点については先生はどのようにお考えでしょうか。

これは、意見書の三〇ページ以降になりますが、この乙四六号証であります。これは昭和五六年の八月二〇日の日付で出されておりますが、固有名詞としては愛媛県遺族会長白石春樹から愛媛県知事白石春樹に当たったものでありますが、ところが、その本文は、「さて当社秋季慰霊大祭」となっております。つまり、「当社」が何であるかその「当社」に該当する固有名詞はこの文章の中では出てまいりません。ところが、乙第四七号証の供物料の資金前渡についての伺い、これは県の側の伺いでありますけれども、これでは、「来る10月10日(祝)松山市御幸一丁目愛媛県護国神社において愛媛県戦没者秋季慰霊祭が行われます。つきましては、これに対し、県から供物料を支払いたしたく云々」となっております。依頼の文書には愛媛県護国神社という言葉はどこにも出てこないんです。それを受け取った県の側は、この「当社」は当然に愛媛県護国神社のことであるという前提のもとに、しかも、愛媛県護国

神社に対する供物料の支出という形で、ここでは愛媛県遺族会に支出するという言葉は出てきておりません。つまり、県としては、直接に護国神社に対する供物料の支出という形で処理をしております。で、これは、両方照らし合わせると非常に奇妙な文書でありまして、つまり、依頼状には愛媛県護国神社という言葉は一つも出てこないのに、県は、当然のことにように、遺族会に対してでなくて、護国神社に対しての供物料の支出という形で会計処理の手続を行っている。つまり、愛媛県遺族会長が「当社」と言えば、愛媛県は、これは愛媛県護国神社のことであると、こういうふうに理解するという両方の間の共通認識というものが成立していなければ、こういった事態は生じ得ないわけでありまして、したがって、遺族会に対する支出関係の文書は、明白に、護国神社に対する支出として行われております。で、遺族会長白石春樹は、護国神社に代わって、言わば護国神社の氏子団体、すなわち崇拜者団体の代表者として、当然、遺族会が、「当社」と言えば、護国神社ということを県は認識しているという前提のもとにこういう文書を発している。で、県は、その認識どおり、護国神社に対する供物料の支出として手続を取ったと、こういうことをこの証拠は明白に示しておると思えます。

六八、そういたしますと、愛媛県が護国神社の例大祭に対して供物料を公金支出しておるということは、結局は、宗教的な意味がきわめて強い行為であると。

これは、供物料は、先ほど言いましたように、玉串料と全く同じ内容でありますから、宗教的にも同じでありますから、その点においては全く靖国神社に対する玉串料の支出と同じ意

味を持つと。もつとも、これは、県知事の靖国神社に対する関係、或いは護国神社に対する関係によってその客観的な意味の持つ重さは全く違ってまいりますけれども、行為としては全く同じものであるということ、それから、目的としても同じものであります。

六九、そういったしますと、先ほど、玉串料の公金支出については明らかに政教分離原則に違反する違法な行為であるという評価をなさいましたけれども、同じように、護国神社の例大祭に対して供物料を奉納する行為も同じように違憲な違法行為であるという評価ができるということでしょうか。当然であります。

七〇、続きまして、一審被告や或いは日本遺族会の人の中に、玉串料というものは、神社仏閣に参拝する際にお賽銭をあげて参拝をするあのお賽銭と同様の性質のものであるという主張をしておるところがあるんですけれども、この点については先生はどのようにお考えでしょうか。

この点については、意見書の三三ページ以降でございますが、まあ、確かに、日本遺族会は、先ほどの文書の中で、先ほどの紹介した文章にすぐ続けて、「つまり玉串料は、私たち日本人が日常神社、仏閣に参拝する際、お賽銭をあげて、礼拝する。あの『お賽銭』と同様の性質のものであり」と、こう説明しておりますが、この説明は全くの誤りで、その前に言っていることと矛盾しております。で、第一に、賽銭はこれは匿名的な性格のものであります。だれが賽銭箱にどれだけの金額を投入したかは、これは投入した本人以外には明らかでない。認識することができない。ところが、玉串料は、これは支出者の名前が明らかであります。したがって、玉串料を公金で支出した場合には、乙第七号証で示されているように、靖国神

社務所発行の受納証が発行されております。したがって、形式上の会計処理手続が可能になります。賽銭の場合にはそのような証明書類の発行が得られません。だから、公金から賽銭を支出することは不可能であります。第二番目に賽銭は神社に対して、それから、仏閣に対してでも、参詣者の一方的行為であります。それに対する神社、仏閣などから対応行為は、特別の場合を除いては全く存在しません。で、特別な場合というのは、例えば、初詣などの参詣客の多い特別の場合には、参詣者一般に対して神社がお祓いをするというような対応行為が行われる場合がありますが、まあそれも不特定多数の参詣者を対象として行うものであって、その中から賽銭を上げた人だけを選んでやるというようなことはございません。それから、玉串料は神社に正式参拝する場合の欠くことのできない儀礼行為とされておりますが、賽銭は神社、仏閣に参詣する場合に欠くことのできない儀礼行為ではありません。賽銭を上げるかどうかは参詣者の任意に任されています。賽銭を上げなかったからといって参詣を拒否されることもありませんし、また、賽銭を上げずに参詣した行為が儀礼に反する行為だといって非難を浴びることもありません。それから、三番目に、賽銭は必ずしも宗教的儀礼と結び付いた性格のものではありません。で、現に、わたしの場合、外国に行つて、そこで文化的価値の高いキリスト教会の内部を見学した場合には、キリスト教会では献金箱を置いてありますけれども、感謝の意味で献金箱に若干の金銭を投入して帰ります。それから、同じように、国内で参観料を徴収しない古寺などを見学した場合には、同じように賽銭箱に同じ趣旨の金銭を投入しております。それは、ちょうど、入場無料の美術館や博物館などで

入り口に維持協力依頼の寄付金箱を置いてある場合に、やはり、それに対して感謝の意味でお金を投入するというのと全く同様の行為でありまして、対象が宗教施設であるか否か、また、どの宗派に属する宗教施設であるかということはこの場合問題になりません。それから、第四の場合に、賽銭は、賽銭を上げる対象が宗教的施設の場合、言わばその宗教施設が本来の目的とする宗教的行為ないしは宗教的施設の維持費等に必要な費用に当てられるものであるけれども、その場合に、賽銭を財源として費用を支出する宗教施設の行為と、それから、賽銭を上げた本人が直接の関係を持つことは求められておりません。つまり、例大祭における玉串料とか、或いは、みたま祭における献灯料というようなものとは違っておりまして、賽銭と、宗教施設が行う宗教的行為との間には非常に間接的な関係しかない。まあ、こういったようなことで、賽銭と玉串料とは全く性格が異なるということでもあります。

七一、今の説明で、お賽銭と玉串料との違いが大変よく分かりました。玉串料の支出というのはきわめて宗教的な意味が濃い。一方、お賽銭というのは宗教的な色彩というのは弱い。こういうようなものであるというふうなことでよろしいですね。

そうです。

七二、次に、玉串料の支出につきまして、一審被告、或いは遺族会のほうでは、これは社会的な儀礼行為ではないと。したがって、宗教的な色彩も乏しい世俗的な行為であると、こういうふうな主張がなされておるわけですが、この点については先生はどのようにお考えでしょうか。

これは、意見書の三六ページにあります。一審被告側は、高裁宛準備書面の一五ページ以

下で津の地鎮祭最高裁判決を引用して、この引用が、「建築工事現場において、たとえ専門の宗教家である神職による神社神道固有の祭礼に則って起工式が行われたとしても、それが参列者及び一般人の宗教的関心を特に高めることとなるものとは考えられず、これにより神道を援助、助長、促進するような効果をもたらすことになるものとも認められない。そして、このことは、国家が主催して、私人と同様の立場で、本件のような儀式による起工式を行った場合においても、異なるものではなく、そのために、国家と神社神道との間に特別に密接な関係が生じ、ひいては、神道が再び国教的な地位をえたり、あるいは信教の自由がおびやかされたりするような結果を招くものとは、とうてい考えられないのである。」と判示しているとして、右判示中の「起工式」を「玉串料等の支出」と読み替えるならば、右判示はそのまま本件事案に該当するものと言うべきであると主張しております。しかし、これは、全く読み誤りでありまして、先ず、玉串料等の支出は、いずれも靖国神社の例大祭、みたま祭、護国神社の慰霊大祭に対する支出でありまして、建築現場における儀式と違って、宗教法人法に言う礼拝の施設を備える神社における礼拝の儀式であります。だから、先ほどの最高裁判決の文章を読み替えるとするれば、祭祀儀礼が行われた場所にかかる建築現場を、礼拝の施設を備える神社と読み替え、祭祀儀礼そのものを意味する起工式を、例大祭と読み替えるのが正しい読み替えであります。で、玉串料等の支出は祭祀儀礼への参加の仕方にかかるものでありまして、「起工式」を「玉串料の支出」と読み替えるならばという一審被告側の主張の前提は全く成り立たないということです。

七三、今、先生が指摘されました読み替えですね、これをちょっと私のほうでしてみると、最高裁の判決文は次のようになりますので、ちょっと聞いていただきましょうか。「礼拝の施設を備える神社において、たとえ専門の宗教家である神職により神社神道固有の祭祀儀礼に則って、例大祭等が行われたとしても、それが参列者及び一般人の宗教的関心を特に高めることになるものとは考えられず、これにより神道を援助、助長、促進するような効果をもたらすことになるものとも認められない。そして、このことは、国家が主催して、私人と同様の立場で、本件のような儀式による例大祭などを行った場合においても、異なるものではなく、そのために、国家と神社神道との間に特別に密接な関係が生じひいては、神道が再び国教的な地位を得たり、或いは信教の自由がおびやかされたりするような結果を招くものとは、とうてい考えられないのである。」と、こういうふうな読み替えになるわけですね。

そうです。そういう読み替えをいたしますと、今の文章というのはまさしく戦前の国家神道そのものでありまして、政教一致の原則を示したものであると。

七四、ということになるということですね。

はい。

七五、したがって、一審被告が主張してのような最高裁の判決文をそのまま本件事案に当てはめてするということはできないというふうなことになるというふうなことでしょうか。

まさに、政教分離の原則を逸脱した憲法違反であることを証明している文章になるということとです。

(尋問
続行)

やっぱり、こういった各州によって、それぞれ創意工夫を凝らした様様の追悼施設というものがつくられていて、しかもそれが移民国家であるオーストラリアにとっては特定の宗教にかたよらないというように、非常に慎重に配慮されている。しかも、それが市民の日常生活の中に入り込むことによって、絶えず市民に感動を与え続けると、こういう戦没者の追悼施設というものも、市民に親しまれ愛され、日常生活の中で絶えず接触を続け、しかも戦没者の名前というものが常に市民の目の前に出てくると、こういったような追悼施設ということも工夫次第によってはできるんだ、可能なんだと。また、それが現実にはオーストラリアの国民の生活の中に溶け込んでいると。しかも、非常に私自身それに感動をしたと。こういうことで、なぜ、靖国神社という宗教施設でなければならないのかということに、非常に大きな疑問を覚えたということを申し上げたいと思います。

高 松 高 等 裁 判 所

裁判所速記官 佐藤裕美 ㊦

裁判所速記官 成田珠枝 ㊦

裁判所速記官 喜多 弥生 ㊟
裁判所速記官 山田 好美 ㊟

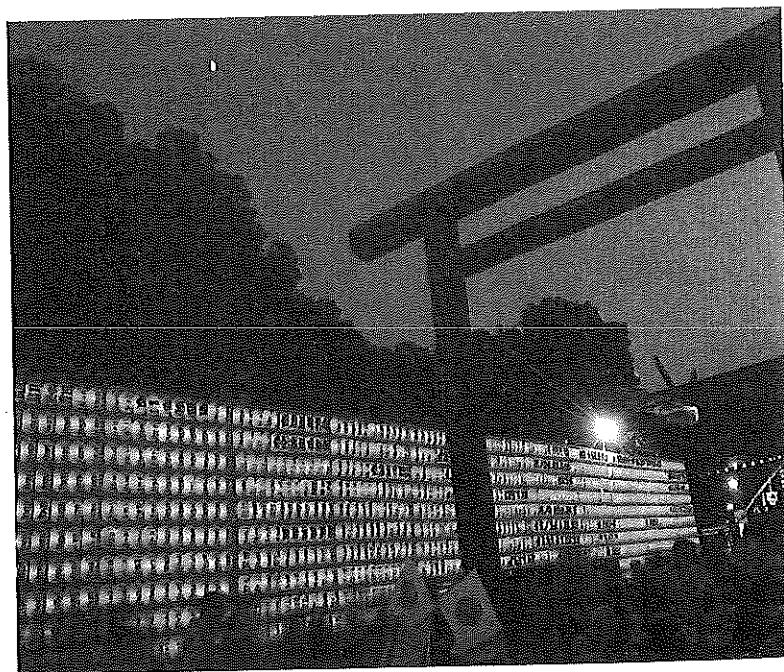
「シリーズふると靖國5」

甲 22 子部

「故郷の護國神社展」の記録

故郷の 護國神社と 靖國神社

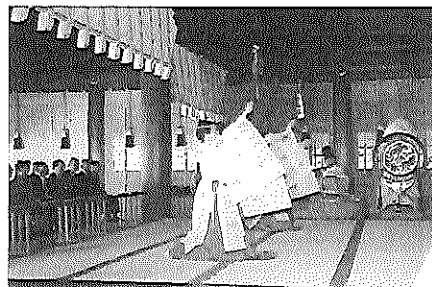
靖國神社編



展
転
社

鎮魂の祈り

靖國神社の祭典



永代神楽祭

靖國神社は、勅祭社と呼ばれ、御創立以来今日に至るまで大祭等に際し、勅使（天皇の御使者）が差し遣わされて来た、皇室の篤い崇敬をいただいている御社である。

また、日々神職による奉慰の誠が捧げられ、一日として絶えることなく様々な祭典が幾重にも繰り重ねられて来た。

神社として、最も重要な祭典は春・秋の例大祭である。「春季例大祭」は、毎年四月二十一日から二十三日までの三日間、「秋季例大祭」は、十月十七日から二十日までの四日間に行われて参拝され、これらの祭典には勅使が差し遣わされ、皇族方も親しく御参拝になられる。

また、「みたま祭」は、昔から日本国民の多くが先祖の祭りをする、いわゆる「お盆」にあたる七月十三日から十六日までの四日間執り行われ、奉納された各界名士の揮毫雪洞、遺族・戦友・崇敬者らから奉納された提灯が参道を埋め尽くし、老若男女多く

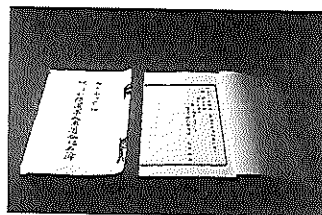
の参拝者を迎える夏祭りとも言えるべきものである。

この外、新年祭、建國記念祭、祈年祭、昭和祭、御創立記念日祭、明治祭、新嘗祭、天皇御誕辰奉祝祭、月次祭（毎月一日、十一日、二十一日）等、年間を通して約六十の恒例の祭典をはじめ、更に毎朝夕の御饗祭を奉仕申し上げている。

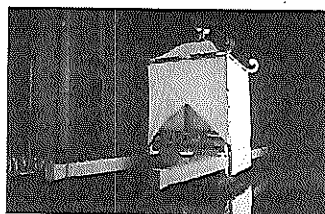
或いは、戦友会等からの申し込みにより、慰霊祭も御本殿にて執り行われている。その次第は、修祓、献饌（この間、吹奏楽「山の幸」を奉奏）、祝詞奏上、祭文奏上、玉串拝礼、黙禱（この間、「国の鎮」を奉奏）、撤饌の順である。

また、遺族や戦友の方々からの申し込みにより、お身内等、個々の御祭神の年祭（六十年祭、六十一年祭……）も行われている。

更に、遺族のお申し込みにもとづき、永代に亘り毎年「命日などゆかりの日に、御祭神のお名前を奏上申し上げ、神楽をお捧げる永代神楽祭も執り行われている。因みに、この祭典で奉奏の神楽は、香淳皇后御歌「やすらかに ねむれとぞおもふ 君のため いのちささげし ますらをのとも」に、元宮内省楽部楽長多忠朝氏が作曲振り付けをした「みたま慰めの舞」である。



合記名簿



御羽車

皇室と靖國神社

明治天皇の思し召しによって、明治二年六月に創建された靖國神社（当時、招魂社）は、それ以降も皇室から厚い御処遇をうけて今日に至っている。一般に神社ではもともと大切な祭事を例祭といひ、靖國神社では一年に春秋二季の二度、例大祭が行われる。この例大祭に勅祭社である靖國神社には、宮中から勅使が差遣される。天皇陛下の思し召しのほどを神前に告げる「祭文」が奏上され、神霊へのお供えものとして幣帛が奉られる。また行幸や特別の機会に奉納された様々な御幣物は、神宝、社宝として今日に伝えられ、ご歴代の厚い御崇敬のさまがしのばれる。

明治天皇

我國の為をつくせる人々の名もむさし野にとむる玉かき

大正天皇

國のためたふれし人の家人はいかにこの世をすごすなるらむ

昭和天皇

國のためのちささげし人々をまつれる宮はもとせへたり

今上陛下

國がためあまた逝きしを悼みつつ平らけき世を願ひあゆまむ



勅使参向（平成18年春季例大祭）



三笠宮殿下御参拝（平成18年秋季例大祭）。御参拝後、奉迎の遺族にお言葉をかけられる。

護國神社の概要

《故郷の護國神社》展示

【護國神社の歴史】

各護國神社はそれぞれに歴史がある。同時に靖國神社とともにいくつかの共通項もある。そのおよその共通項は次の通りである。

護國神社、靖國神社は明治の御代になってから創建されたものであるが、その信仰は古来日本人の宗教観、祖先観に根ざした伝統的習俗が基礎としてある。祖先や共同体に尽くした人々を神として祀り、同時にその神は子孫やその共同体を守ってくださるという信仰がそれである。

護國神社に限ると次の通りである。

- ①幕末維新の戦役・国事に殉じた人々を出した各藩では各地に招魂場を設け、その慰霊祭を行った。
- ②殉国烈士の神霊を篤く祭祀すべきとの明治天皇の聖旨を奉戴し、やがて招魂社として固定する。
- ③明治七・八年内務省達により官費が支給されるようになり、「官祭招魂社」となる。

④「招魂社は之を護國神社と改称す。昭和十四年四月一日施行（昭和十三年内務省告示）」に基づき、「護國神社」と改称され、内務大臣指定護國神社と指定外護國神社の二種に分類された。指定護國神社は府県社に相当する社格である。本特別展における護國神社は「指定護國神社」である。指定護國神社は一府県一社を原則としていたが、旧幕藩体制当時の藩領の区分・聯隊区等の関係で二社、三

社ある県がある。

⑤大東亜戦争終戦後ミリタリー・シユラインとして占領軍の監視、攻撃を受け、存亡の危機に立たされた。「頌徳神社（千葉縣護國神社）」「櫻山神社（茨城縣護國神社）」の如く「護國神社」という社号さえ変更しなければならなかった苦難の時代を持つ。

⑥神職・遺族・崇敬者は必死の覚悟で御社を守り通し、占領解除後社号は「護國神社」と復称し、国民、県民の崇敬は拡まって行った。

制度上は靖國神社同様「宗教法人」となり国家・公共の手を離れたが、内実は国家の祭祀、公共の祭祀が齎行されている。

【護國神社の招魂合祀】

各護國神社はそれぞれで招魂合祀しており、靖國神社の分霊ということでは決していない。日本人の神靈観、宗教観では神靈は一つではなく、同じ戦歿者の神靈が靖國神社、護國神社、家庭の神棚、祖靈舎と幾つも存在する。

【自衛官合祀】

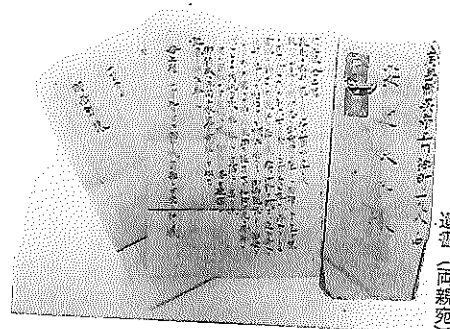
招魂合祀は各護國神社独自で齎行しており、自衛官・警察官・消防官などの公務殉職者を合祀している護國神社もある。

【護國神社の祭典】

英霊奉慰顕彰の祭典が中心であるが、英霊の願いは国家が平和であり、国民県民が幸せであることであるから、祈年祭（作物の豊穰を祈る）新嘗祭（作物の豊穰を感謝する）等の祭典、また初宮、七五三、合格祈願、厄祓、交通安全祈願等の祈願参拝も行っている。

【全國護國神社會】

旧指定護國神社五十二社は「全國護國神社會」を組織している。起源は存亡の危機にあった昭和二十一年の「指定護國神社の官司會」である。目的は「靖國神社及び全国の護國神社相互の連絡を緊密にし、祭神の奉斎、祭祀の厳修に万全を期すること」である。靖國神社・各護國神社は緊密な協力関係にあり、かつそれぞれが完全に独立している。



遺書 (両親宛)

父上様母上様

最期も最早遠からず存じ一筆申し上げ候

願れば二十年の間何異と御寵愛に預り御札の申し上げ様も御座無く、然も私何一つ孝養らしき孝養も尽くし得ざりしを遺憾の極みと慙愧仕り居り候 愈、任務を戴き、之ぞ吾人の使命を果すべき好機なりと欣快に堪へず 御両親様より御受けしたる此の身体と日頃の御薫陶を徒にはせじ 任務必達之精神に燃え、レイテ湾航空戦の華と散らんと覚悟仕り居り候

屍は霧散せんも霊魂不滅 神國必勝を確信し

御稜威に刃向ふ小米鬼を克服して以て聖慮を安んじ奉らん

母上様の十一月三日付の御手紙有難くお受け仕り候 松蔭先生の歌を思ひ浮かべ目頭熱くなり申し候 此の御手紙胸に抱き出陣仕るべく候 岡島、西岡をも共に、出陣致し度く遺憾と存じ候 さらば、御両親様御気文に末永く 皇國の御為御奮闘致されます様蔭ながら御祈り申し上げ候

十一月二十日

御両親様

貢

敬具

山口縣護國神社



山口県における戦没者慰霊の歴史は古く、奇兵隊殉難者を祀る「桜山神社」、

七卿の一人錦小路頼徳命を祀る「赤妻神社」が元治元年に創建されたのはじま

り、県内に二十二の「招魂社」が創建され、殉難者の慰霊がなされてきた。「山

口縣護國神社」は日清戦争以降、山口県出身の殉国の英霊を慰霊するために、明

治三十六年防長靖献会を設立して、毎春現社地の南に隣接する桜島練兵場で盛大

なる招魂祭を斎行したことに始まる。昭和十四年、招魂社制度の整備により、県

内一円を崇敬者区域とする「招魂社」を創建することとなり社殿の造営に着手、

昭和十六年八月に竣工され、直ちに内務大臣より「山口縣護國神社」の指定を受

けた。大東亜戦争終結後、「御霊神社」と改称したが、昭和二十七年の講和条約

成立後は、「山口縣護國神社」へと復称。以来、英霊祭祀を厳修しつつ関係者の

篤い尊崇をうけ、数次にわたる境内拡張整備、権殿、玉垣、鳥居の建設、「いさお館」の新築等を推進し、

平成三年には御鎮座五十年式年祭が厳肅に斎行され、同七年には参集殿竣工・母子像建設が行われた。

鎮座地 山口県山口市宮野下一九三二
御祭神 山口県出身の神霊 五二二六柱並に殉職自衛官
四五柱

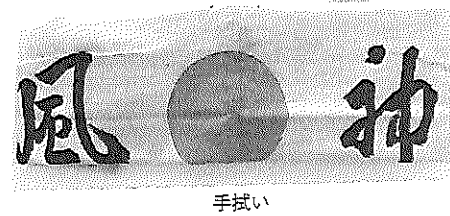
例祭日 四月二十九日 春季慰霊大祭
十一月三日 秋季慰霊大祭

山口県
滝原清命



大正10年1月15日生
昭和20年6月9日歿
満24歳
海軍軍属

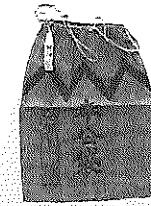
名古屋市熱田区愛知航空機機
にて戦死



手拭い



作業服 (空襲時着用)



奉公袋

應召準備決定表

氏名	滝原 清	生年	大正10年1月15日	年齢	満24歳	職業	海軍軍属	戦死日	昭和20年6月9日	戦死場所	名古屋市熱田区愛知航空機機にて
----	------	----	------------	----	------	----	------	-----	-----------	------	-----------------

應召準備決定表

應召準備決定表

実施順序及項目

一、召集令状受領

二、召集令状ヲ奉公袋ニ収納

三、出発日時ノ決定

四、神佛礼拝

五、家人ニ訓戒

六、挨拶

七、応召出発前ノ準備

(後略)

業務

一、令状熟読

二、召集令状ヲ奉公袋ニ収納

三、出発日時ノ決定

四、令状受領後報告且武運長久ヲ祈願ス

五、家人ニ自己ノ覚悟ヲ示シ所要ノ訓戒ヲ与フ

六、近隣並親戚ヘノ挨拶及通知

七、勤務上ノ上級者同僚ニ対シ挨拶

八、手落ナキ様巡回路ヲ予メ計画シ

九、電報又ハ文書ニ依リ通知スル者

ニ対スル住所氏名ヲ予メ準備シ

置ク事必要ナリ

一、出発前ノ諸行事ニ依リ健康ヲ害

セザル如ク注意ス

以上

龍原 清

七、応召出発前ノ準備

一、軍人勸諭解説

二、軍用品ノ手入整理

(後略)

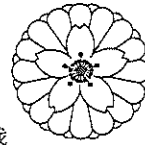
靖國神社

〒102-8246

東京都千代田区九段北 3-1-1

電話 03(3261)8326 FAX 03(3261)0081

<http://www.yasukuni.or.jp/>



『ふるさと靖國』の刊行に際して

数島の大和心を人とはし朝日ににはふ山桜花 (本居宣長)

百千々の世にもうごかじ天地の神のかためし大和しまねは (村田春海)

わが国学の先人は、このやうに凜たる国魂、厳たる国柄を謳った。ゆるぎなき悠久の国史を刻む、わが日本人の心意気といはなくてはならぬであらうか。先人達は古来、瑞穂の国の豊穡に神恩を感謝し、父祖を敬ひ祀つて鎮魂の祭祀をたやさず、大君のしろしめす下、真に君民一体の国づくりにいそしみ、たぐひなき大和心を発揚した。

いま謹み願ひて、靖國のみやしろに神鎮まります二百四十六万余柱の英霊は、このかけがへもなきわが国土、わが誇らしき国風よ永遠なれと願ひつゝ、尊き御身を挺されたのであつた。その気高き殉国散華のいさをしの上に、今日の平和と繁栄がある。

戦後五十年もの平和を享受して来た今、改めて先人達の培ひ残して下さつたこれらの事に全国民が思ひをいたし、日本の道義の心、かぐはしき伝統と国風、そして日本人の「心のあるさ」とを思ひ起こし、胸に刻みたいと思ふのである。

靖國神社ではこの趣旨達成のために微力を傾注することが、英霊の御神意に叶ふものと確信いたし、『ふるさと靖國』シリーズを企画した次第である。世代を超えた広汎な読者各位と共に相励み、研鑽を重ねていきたい。ここに発刊の辞とさせていただきます。

平成五年四月二十二日 春季例大祭当日祭の佳日

靖國神社宮司 大野 俊康

シリーズ・ふるさと靖國 5

故郷の護國神社と靖國神社

「故郷の護國神社展」の記録

平成十九年四月六日 第一刷発行

企画・編集 靖國神社

発行人 藤本 隆之

発行 展転社

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-36-301

TEL 03(38115)0711

FAX 03(38115)0786

<http://www.tendensha.co.jp/>

印刷 文昇堂

製本 大石製本所

©YASUKUNIJA 2007. Printed in Japan.

配丁・落丁本は送料小社負担で取寄せ致します。

定価はカバーに表示しております。

ISBN 978-4-88656-502-6 C0021

一、本殿、拝殿及鳥居の設備あるもの。

一、境内地は参百坪以上にして、官有地なるか、又は神社有の民有地に限る。但し、土地は状況に依り、面積式百坪迄減少することを得。

一、出願人は五十名以上。但し、戸主に限る。

一、維持資本、金貳千円以上、又は平均一ヶ年金百円以上の収益ある資産を有するもの。」この内牒によって、招魂社の設置基準が定められ、祭神をつうじて、招魂社と靖国神社が直結されるとともに、招魂社の神社化がさらに進むことになった。二年後には、招魂社費は、会計年度ごとに定額が払いわたされることに改められ、各招魂社は経営面でも安定した。こうして日露戦後には、招魂社は、靖国神社の事実上の地方分社として整備され、郷土意識に結びついた戦没者にたいする慰霊と顕彰の心情を、靖国の思想に吸収する体制ができあがったのである。

日露戦後、靖国神社では、毎年、日露戦争戦没者の合祀がつづけられた。その臨時大祭、臨時祭は、上京した遺族をはじめ一般参拝者で賑わい、県の兵事会員等に引率された遺族たちは、社殿に上って、神となった肉親と「対面」し、遊就館を見学して、故人の武勲を偲んだ。

遺族の急増によって、靖国神社の参拝者は年ごとにその数を増し、全国各地からの集団参拝もさかんになった。靖国神社の社頭収入は、日清戦争時の一八九五(明治二八)年度には五二万六六二三円であったが、日露戦争時の一九〇五(明治三八)年度には二二万九一二六円に急増し、翌年度には二七〇万六五四四円に達して、翌々年まで三年間は、二〇〇万円台の収入がつづいた。

靖国神社では、遺族その他の者が願ひ出て私的な祭典を行なうことを、神社の公的祭儀と区別して報賽とよんだ。日露戦争前にも、甲子殉難者三〇年祭(一八九三・明治二六年)等が行なわれた例があったが、日露戦争中から、にわかに報賽がさかんとなり、社頭収入の急上昇の一因となった。報賽は、特定の祭神を私的に追悼記念する祭典であるから、寺院におさめる永代供養料と同様に、祭資基本金を指定寄付し、その利子で毎年、日をさだめて祭典を執行する費用にあてることも行なわれた。

一九〇九(明治四二)年三月一日、靖国神社宮司賀茂水穂は、七〇歳で病没し、同月二九日、その子の賀茂百樹が第三代宮司に任ぜられた。同年一二月、境内に図書館が竣成し、奉納申告祭が行なわれた。新宮司の賀茂百樹は、青山、賀茂両宮司の遺志をついで、神社誌の編纂を進め、一九一一(明治四四)年一二月、『靖国神社誌』を刊行した。同書は、緒言で「靖国

神社は、皇上御仁徳の余沢と、国民尽忠の精神との結晶にして、明治の昭代に於ける精華」であると述べ、靖国神社の歴史と現況を、文書記録を中心に叙述しており、陸軍省副官の検閲を経て刊行された。

同書の序文で、祭神を「英霊」とよんでいることから、日露戦後には、戦没者の霊を英霊と称するようになったことが知られる。英霊は、もともと靈魂の美称であるが、幕末に、水戸藩の藤田東湖が、「文天祥の正気の歌に和す」と題する漢詩で、「英霊いまだかつて涙びず、とこしえに天地の間にあり」とうたい、この漢詩が志士のあいだで愛唱されて以来、広く普及したとばであった。戦没者の霊は、これまで忠魂、忠霊とよばれてきたが、日露戦争を境に、より個性のうすい抽象的な英霊というよびかたが一般化するようになった。天皇への忠誠は、日本国民にとって当然の行為とする天皇制教育が浸透するとともに、戦没者個々の忠誠に力点をおいた忠魂ということばよりも、没個性的な英霊という美称が、適当とされたのであろう。

一九一二(明治四五)年七月三〇日、靖国神社の生みの親ともいうべき明治天皇が、六一歳で病没した。天皇は、前後七回、靖国神社に参拝し、つねにその発展に意を用いた。国民に敬神の範を示すことに熱心であった明治天皇は、西国巡幸につづく東北、近畿、東海・北陸

の各巡幸でも、その途次、多数の神社に参拝したが、同一神社への参拝回数は、臨時大祭ごとの参拝を例とした靖国神社が最高であった。

明治天皇は、神祇について一〇〇首にちかい和歌を詠んだ。靖国神社参拝のおりにも、一九〇六(明治三九)年には、「鏡」と題して、「靖国のやしるにいつくかふみこそ やまと心のひかりなりけれ」と詠み、つづいて一九〇九(明治四二)年には、「社頭紅葉」の題で、「もみぢばの赤き心を靖国の 神のみたまもめでゝみるらむ」と詠んでいる。天皇は、これらの「御製」においても、英霊を嘉尚し、国民に赤誠をつくすことを求めてやまなかつたのである。

3 第一次世界大戦前後

例大祭の 定着

一九一二(大正元)年一二月、陸・海軍省は、靖国神社の例祭日を、四月三〇日、一〇月二三日に改めるむねを告示した。四月三〇日は、日露戦争勝利後の陸軍大観兵式の記念日であり、一〇月二三日は、同じく大観艦式の記念日であった。

靖国神社では、市街電車の敷設と市区改正の関係で、一九〇五(明治三八)年と一九〇七(明

村上重良

1928-91年

1952年 東京大学文学部宗教学宗教史学科卒業

専攻—宗教学

著書—『近代民衆宗教史の研究』

『近代日本の宗教』

『天皇の祭祀』『国家神道』(以上、岩波新書)

『ほんみち不敬事件』

『教祖』

『世界の宗教』『日本の宗教』(以上、岩波ジュニア新書)

慰霊と招魂

岩波新書(青版)904

1974年9月28日 第1刷発行◎

2014年7月18日 第6刷発行

著者 村上重良

発行者 岡本厚

発行所 株式会社 岩波書店

〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5

案内 03-5210-4000 販売部 03-5210-4111

<http://www.iwanami.co.jp/>

新書編集部 03-5210-4054

<http://www.iwanamishinsho.com/>

印刷製本・法令印刷 カバー・半七印刷

ISBN 4-00-412156-6

Printed in Japan

戸村政博編『靖国闘争』(一九七〇)
戸村政博編著『日本人と靖国問題』(一九七二)
同『靖国問題と戦争責任』(一九七三)
大濱徹也『英霊』崇拜と天皇制』『日本人の宗教Ⅲ近代との邂逅』(一九七三)
籠谷次郎『市町村の忠魂碑・忠霊塔について』『歴史評論』第二九二号(一九七四)
戸村政博編著『日本のファシズムと靖国問題』(一九七四)
真下信一・高橋磯一編『政治と宗教』(一九七四)
西川重則『靖国法案の五年』(一九七四)
塙三郎『英霊の怒り』(一九七四)



靖國神社

Yasukuni Jinja

靖國神社について 参拝のご案内 祭事・境内のご案内 遊就館のご案内 崇敬奉賛会 交通案内・お問い合わせ 参拝・入

靖國神社の由緒	境内案内図	祭事のご案内	新着情報	お知らせ	交通案内	参拝申し込
靖國神社史	正式参拝のご案内	境内案内図	遊就館の歴史	会長ごあいさつ	お問い合わせ・よくあるご	(団体正式)
今月の社頭掲示	授与品・頒布品の遊就館		展示室のご案内	活動のご紹介	質問	参拝申し込
境内案内図	ご紹介	靖國偕行文庫	上映時間一覧	入会・継続入		(団体祈願)



靖國神社の由緒

靖國神社は、明治2年（1869）6月29日、明治天皇の思召により建てられた招魂社^{しょうこんしゃ}がはじまりです。

明治7年（1874）1月27日、明治天皇が初めて招魂社^{しょうこんしゃ}に御親拝の折にお詠みになられた「我國の為をつくせる人々の名もむさし野にとむる玉かき」の御製からも知ることができるように、国家のために尊い命を捧げられた人々の御霊^{みたま}を慰め、その事績を永く後世に伝えることを目的に創建された神社です。

創建当時、日本は近代的統一国家として大きく生まれ変わろうとする歴史的大変革（明治維新）の過程にありました。それ以前、日本は江戸幕府の政權下にあり、約250年にわたって鎖国政策をとり海外との交流を厳しく制限していました。ところが、アメリカや西欧諸国のアジア進出に伴って日本に対する開国要求が強まると、開国派と鎖国派の対立が激化し、日本の国内は大きな混乱に陥ります。そうした危機的状況を乗り切る力を失った江戸幕府は、ついに政權を天皇に返上し、日本は新たに天皇を中心とする近代的な国づくりに向けて歩み出すこととなったのです。

しかし、そうした大変革は、一方において国内に避けることのできない不幸な戦い（戊辰戦争）を生み、近代国家建設のために尽力した多くの人々の尊い命が失われる結果となりました。

そこで明治天皇は明治2年6月、国家のために一命を捧げられたこれらの人々の名を後世に伝え、その御霊^{みたま}を慰めるために、東京九段のこの地に「招魂社^{しょうこんしゃ}」を創建されたのです。

この招魂社が今日の靖國神社の前身で、明治12年（1879）6月4日には社号が「靖國神社」と改められ別格官幣社に列せられました。

明治天皇が命名された「靖國」という社号は、「国を靖（安）んずる」という意味で、靖國神社には「祖国を平安にする」「平和な国家を建設する」という願いが込められています。



靖國神社の御祭神

靖國神社には、戊辰戦争（戊辰の役）やその後に起こった佐賀の乱、西南戦争（西南の役）といった国内の戦いで、近代日本の出発
治維新の大事業遂行のために命を落とされた方々をはじめ、明治維新のさきがけとなって斃れた坂本龍馬・吉田松陰・高杉晋作・橋
った歴史的に著名な幕末の志士達、さらには日清戦争・日露戦争・第一次世界大戦・満洲事変・支那事変・大東亜戦争（第二次世界
対外事変や戦争に際して、国家防衛のためにひたすら「国安かれ」の一念のもと、尊い生命を捧げられた方々の神霊が祀られており
246万6千余柱に及びます。

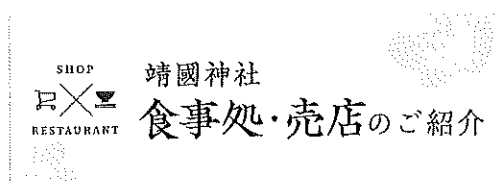
その中には軍人ばかりでなく、戦場で救護のために活躍した従軍看護婦や女学生、勤労動員中に軍需工場で亡くなられた学徒など、
民間の方々も数多く含まれており、その当時、日本人として戦い亡くなった台湾及び朝鮮半島出身者やシベリア抑留中に死亡した軍
東亜戦争終結時にいわゆる戦争犯罪人として処刑された方々なども同様に祀られています。

このように多くの方々の神霊が、身分・勲功・男女の区別なく、祖国に殉じられた尊い神霊（靖國の大神）として一律平等に祀られ
靖國神社の目的が「国家のために一命を捧げられた方々の霊を慰め、その事績を後世に伝えること」にあるからです。つまり、靖國
ている246万6千余柱の神霊は、「祖国を守るという公務に起因して亡くなられた方々の神霊」であるという一点において共通してい

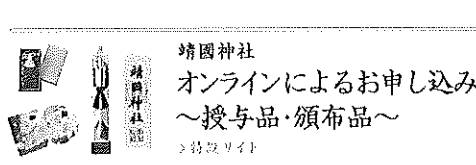
靖國神社と日本人

我が国には今も、死者の御霊を神として祀り崇敬の対象とする文化・伝統が残されています。日本人は昔から、死者の御霊はこの国
まり、子孫を見守ってくれと信じてきました。今も日本の家庭で祖先の御霊が「家庭の守り神」として大切にされているのは、こ
な考えが神道の信仰とともに日本人に受け継がれているからです。そして同様に、日本人は家庭という共同体に限らず、地域社会や
共同体にとって大切な働きをした死者の御霊を、地域社会や国家の守り神（神霊）と考え大切にしてきました。靖國神社や全国にある
そうした日本固有の文化実例の一つということができるでしょう。

[ホーム](#) [靖國神社について](#) [靖國神社の由緒](#)



SHOP
靖國神社
食事処・売店のご紹介
RESTAURANT



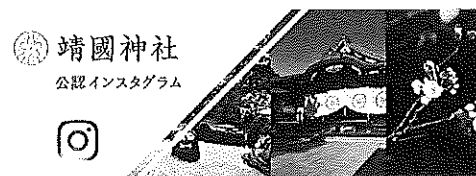
靖國神社
オンラインによるお申し込み
～授与品・頒布品～
お申し込み



映像で見る靖國神社
靖國神社創建の由緒、行事などを映像でお伝えします。



メールマガジン配信のご案内
ご登録お待ちしております。



靖國神社
公認 インスタグラム



大東亜戦争
終戦八十年
正式参拝のご案内
慰霊と平和への祈り、そして

靖國神社について	参拝のご案内	祭事・境内のご案内	崇敬奉賛会	御創立 150 年 (アーカイブ)
靖國神社の由緒	境内案内図	祭事のご案内	交通案内・お問い合わせ	お問い合わせ よくあること ご参拝時の 取材・撮影 リンク集 転載・リン サイトのこ て 映像で見 メールマ 内
靖國神社史	正式参拝のご案内	境内案内図		
今月の社頭掲示	授与品・頒布品のご紹介	遊就館		
境内案内図	参拝申し込み（団体正式参拝）	靖國偕行文庫		
全国護國神社一覧	参拝申し込み（団体祈願参拝）	映像・フォトギャラリー	鉄道・バスでのアクセス	
崇敬団体・奉納行事など	オンラインによるお申し込み～ご祈願～	—	自動車でのアクセス	
		遊就館のご案内	東京駅からのアクセス	
			羽田空港からのアクセス	



靖國神社
Yasukuni Jinja

〒102-8246 東京都千代田区九段北3-1-1 電話：03-3261-8326（代表）

【開門時刻】 通年：午前6時

【閉門時刻】 1, 2, 11, 12月：午後5時

3月～10月：午後6時

※祭典・行事・その他の事情により変更となる場合がありますので、新着情報にてご確認いただくか、社務所までお問い合わせください

©靖國神社 All rights reserved.

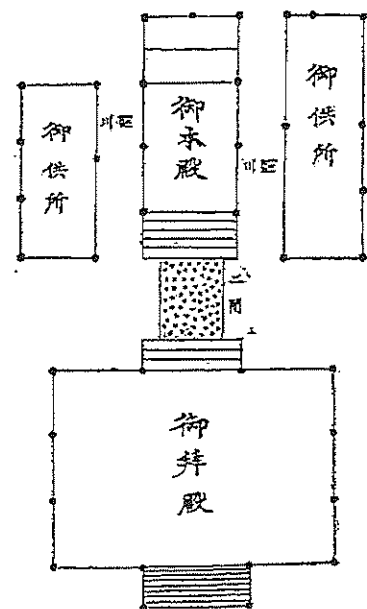


圖2 招魂場小社「絵図面」(靖國神社
編 [1911: 11])

一六六頁とされた。

六月二十九日に予定された「招魂祭」（招魂場「祭典」と同じであろう）まで数日間しかない。しかし、「絵図面」を用意し、「御拝殿」と「御本社」の完成を取り決め、急ごしらえとはいえ、「招魂祭」のための本殿・拝殿が造営されている。

この「絵図面」については、最初の本格的な靖国神社史といえる一九一一年（明治四四）編纂の靖国神社編『靖国神社誌』（代

表者宮司賀茂百樹）二頁所収の絵図面「招魂社仮殿之図」が、それに該当すると考えられる。図2がそれである。この「絵図面」の直線部分の点から点への長さは一間（約一・八一八m）であると考えられるので、拝殿は三間四方、本殿は幅一間×奥行二間であり、文字通りの「小社」であつた。また、この「靖國神社誌」は、「明治二年六月造営せし旧本殿は当社創始（そうしう）の時に際し僅に旬日（じゅんじつ）にして建設せし板葺の仮宮」〔靖國神社編一九二二・七二頁〕という。「板葺」による簡素な、短期間の急造であつたことを裏づける。しかし、規模は小さくとも、ここに造営された招魂場の「小社」、本殿・拝殿、これらこそが靖國神社の最初の建造物であつた。

靖国神社の公式見解によるその造営は、一八六九年（明治二）三月三十九日から三十九段坂上での戊辰戦争戦死者のための招魂場「三祭典」が起点であった。そこには、靖国神社といふ神社はなかつた。

まず存在させようとしたのは招魂場であつた。その招魂場へは簡素な二羽往て来り。屋敷を築きし
ていた。

招魂場こそが靖国神社の原点にあつた。

招魂場とはそもそも何か、それが問われなければならないだろう。

2 戦死者靈魂を招く招魂場

勅使「勅幣」――戦死者靈魂の「股肱」の神としての交換

靖国神社の「明治二年明治三年社務日誌附録」によると、一八六九年（明治二）六月二九日からの招魂場「祭典」は、次のように行なわれた。

前夜二八日の真夜中から、本殿でその「祭典」がはじまる。

丑うしのかく剋ニ靈招ノ式ヲ修。

靖國神社編 一九八三 三〇頁

現代の時間感覚に直していえば、二九日未明、「丑剋」、夜中の二時ごろ、招魂場に建設された本殿で、「靈招ノ式」を行ない、戦死者靈魂を招いた。

しかし、この時点では、戦死者靈魂を招いただけであり、彼らはいまだ祭神ではない。夜が明ける。

同廿九日平旦祝部等後取ヲ率テ齋場ニ入り、後取ヲバ諸席ヲ定メ賓薦ヲ敷シム。辰ノ刻先知官事宮前殿ニ着座シ玉フ。次ニ副知官事・華族及諸官ノ人々列坐シ、各藩ノ人等参集ス。座定テ祝部等進テ靈床ノ下段ノ傍ニ着坐ス。

〔靖国神社編一九八三a・三〇一三二頁〕

明け方（平旦）、「祝部」が「齋場」に入り、席の準備をした。「辰ノ刻」、午前八時ごろ、軍務官知事小松宮彰仁（「知官事宮」、一八四六・一九〇三）が拝殿（前殿）に着座し、続いて、軍務官副知事大村益次郎（「副知官事」は「小社」建設準備にきた大村益次郎であると考えられる）、華族などが着座、「祝部」が「靈床」の下段に着座した。

「靈床」とは戦死者靈魂が鎮座した本殿の祭壇を意味する。この本殿で、神事が行なわれる。神事

の中心は次のようなものであった。

副知官事進テ本殿ノ下段ニ着座ス。勅使直ニ入テ神前ニ向テ立玉フ。副知官事膝行シテ勅幣ヲ取テ捧ク。勅使奉幣シ副知官事ニ授玉フ。拝請シテ膝行シテ神前ニ納ム。畢テ勅使退出シ玉フ。次ニ知官事宮神前ニ入テ再拝拍手シテ祝詞ヲ読ミ、又再拝拍手シ本座ニ復玉フ。

〔靖国神社編一九八三a・三二頁〕〔関字・原文〕

明治天皇の「勅使」が来る。この「勅使」は公家・近衛安房（一八四二・一九〇六）であった。その「勅使」は近衛安房が務めた「勅使」を、軍務官副知事小松宮彰仁が祝詞をよみ終った。

した状態で「神前」へ参拝する。この「勅使」は公家・近衛安房（一八四二・一九〇六）であった。その「勅使」は近衛安房が務めた「勅使」を、軍務官副知事小松宮彰仁が祝詞をよみ終った。参列者の参拝がそれに続くが、この招魂場「祭典」の神事の中心は、明治天皇の「勅使」五辻安仲による、祭神となった戦死者靈魂への「勅幣」の奉納であった。

ここでは、最初から「神前」という言葉が使われているが、儀礼の過程において正確に言えば、「勅使」五辻安仲が「勅幣」を本殿におさめ、軍務官知事小松宮彰仁が祝詞をよみ終わった時点で儀礼が終了し、ここではじめて「靈床」に招かれた戦死者靈魂は、死者の魂ではなく、招魂場の祭神、神に変換されたと考えることができる。

この最初の招魂場「祭典」が、靖国神社の公式見解では、第一回合祀とされる。合祀祭神は鳥羽伏見の戦いから函館戦争まで戊辰戦争の戦死者三五八八人であった〔靖国神社編一九一一・三頁〕〔靖国神社編一九八三a・一五七、三一七頁〕。

靖国神社がその公式見解として、その造営年月日とする、一八六九年（明治二）六月二十九日から五日間の招魂場「祭典」とは、

* 55 「明治天皇紀」は、この一八六九年（明治二）六月二十九日について、次のように記す。「招魂社を九段坂上に造営し、戊辰以来国事のために戦死せる三千五百八十八人の靈を祀り、是の日より祭典を行ふこと五日、祭主は軍務官知事嘉彰親王なり、乃ち彈正大弼五辻安仲を勅使と爲し、参向して幣物を納め、拝礼せしめたまふ」〔宮内庁編一九六九b・一四六頁〕。なお、ここで、「軍務官知事嘉彰親王」とあるのは小松宮彰仁のことである。小松宮彰仁は、もととは仁和寺門跡であったが、一八六七年（慶応三）還俗し、最初は、仁和寺宮嘉彰と名乗ったために、このような記述となっている。

第一には、戦死者靈魂を招魂し、それを祭神として交換する、
第二には、明治天皇がその祭神を祀る、

この二点において開始された。

ふつう、神社の祭神に、死者またその靈魂、また、戦死者またその靈魂が祭神となることはない。日本には無数の神々がいる。たとえば、神棚の家の神、地域の氏神、山の神、水の神、道祖神、あるいは、伊勢神宮内宮の天照大神。これら神々の多くは、実在した死者またはその靈魂ではない。そしてまた、天皇が死者またはその靈魂を祀ることもなかった。

それにもかかわらず、一八六九年（明治二）六月二十九日から五日間の招魂場「祭典」は、存在しなかった祭神と神社の形態を新造した。戦死者靈魂を神として交換する。その交換のための装置が招魂場「祭典」とそのための「小社」であった。そして、天皇はその「祭典」に「勅使」を派遣、それによる「幣物」が神事を中心であった。

招魂場「祭典」、戦死者靈魂を神へと交換するその神事の主体は、天皇にあった。

明治政府は、一八八二年（明治一五）軍人「勅諭」で日本軍人を「股肱」の臣とした。「陸軍全部」に対して示された同年一月四日陸軍省「達」乙第二号では、「兵馬の大権ハ朕が統ふる所」とし、天皇に軍事大権があることを明記、そのうえで、「臣下」としての軍人に対して「汝等を股肱と頼み」といった「法令全書」。生存中の軍人は「股肱」の臣であった。

そうであるとするならば、死したその軍人は「股肱」の神といつてよいだろうか。日本では、その近現代国家の成立のときから、戦死者靈魂は天皇の「股肱」の神となることが決定されたことに

なる。それは「招魂場」の「祭典」において、戦死者靈魂は天皇の「股肱」の神となることが決定されたことに交換することによって成立している。

招魂場の「招魂式」——時間限定的「斎場」

靖国神社の公式見解は、この一八六九年（明治二）六月二十九日の招魂場「祭典」を、靖国神社のはじまりとするともに、戦死者の第一回合祀とする（靖国神社編一九八三a…一九九三二七頁）。以後、靖国神社は、アジア太平洋戦争敗戦前は一九四五年（昭和二〇）四月二四日に第六回合祀を、敗戦後も、一九七二年（昭和四七）一〇月一七日に第一〇〇回合祀を行なった（靖国神社編一九八三a…三二五、三三〇頁）。不断の合祀を続けている。

このように、靖国神社は、招魂場で戦死者靈魂を招魂し、本殿でその靈魂を祭神としてきた。正確にいえば、いままで第一回の一八六九年（明治二）六月二十九日の招魂場「祭典」は本殿を招魂場としたが、佐賀の乱後の一八七四年（明治七）八月二十八日に行なった第二回合祀からは、本殿ではなく、本殿隣接地に招魂場を設営し、そこに戦死者靈魂を招魂、そのうえで、招魂した戦死者靈魂を本殿の祭神として移す、二段階の儀礼構造をとる。

これについて、一九一一年（明治四四）編纂『靖国神社誌』の「招魂場」の項は、次のようにいう。

* 56 厳密にいえば、菅原道真（八四五一九〇三）を祭神とする京都の北野天満宮は、京都に起こった落雷・疫病などを菅原道真の祟りとして、その祟りを鎮めるために、朝廷・藤原摂関家が祀ったとされる。しかし、この古代末の人格神は、祟りを畏怖した政敵による。御霊信仰の体系による祭祀の開始であって、近現代の戦死者祭祀とは大きく性格を異にする。

著者 岩田重則 (いわた・しげのり)

1961年静岡県生まれ。専攻は歴史学／民俗学。1994年早稲田大学大学院文学研究科史学(日本史)専攻博士後期課程・課程修了退学。2006年博士(社会学。慶応義塾大学社会学研究科)。東京学芸大学教授を経て、現在、中央大学総合政策学部教授。著書に『ムラの若者・くにの若者——民俗と国民統合』(未來社、1996)、『戦死者霊魂のゆくえ——戦争と民俗』(吉川弘文館、2003)、『墓の民俗学』(吉川弘文館、2003)、『「お墓」の誕生——死者祭祀の民俗誌』(岩波新書、2006)、『「いのち」をめぐる近代史——堕胎から人工妊娠中絶へ』(吉川弘文館、2009)、『宮本常——逃脱の民俗学者』(河出書房新社、2013)、『天皇墓の政治民俗史』(有志舎、2017)、『日本鎮魂考』(青土社、2018)、『火葬と両墓制の仏教民俗学』(勉誠出版、2018)など。

靖国神社論

2020年7月30日 第1刷印刷

2020年8月15日 第1刷発行

著者——岩田重則

発行人——清水一人

発行所——青土社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-29 市瀬ビル

[電話] 03-3291-9831(編集) 03-3294-7829(営業)

[振替] 00190-7-192955

印刷・製本——シナノ印刷

装幀——菊地信義

©2020, Shigenori IWATA

Printed in Japan

ISBN978-4-7917-7294-0 C0039

索引

あ行

会沢安(会沢正志斎) 60, 63, 65, 67, 70-2, 74, 77, 82, 97, 99-100, 115

会津戦争 245, 291, 382, 392-3, 397, 399, 407-8, 415-6, 427, 442-3, 456-7, 459-61, 463-6, 471, 478, 480-1, 487, 489, 509-10, 520-4, 528, 533, 542, 549, 553, 556, 558-9, 561, 563, 584-6, 588, 600, 607, 613, 617, 619

会津墓地 550, 555-7

会津若松市西軍墓地 455-9, 553

蒼葉神社 559

青山潜 85-9, 95, 159, 252-4, 275, 289, 307-9, 314-21, 330, 332, 381, 466-7, 473-9, 594-8, 607, 613

青山延子 72

青山幸利 53

赤川敬三 257

赤妻神社 119-23, 518, 520

赤根武人 229, 261

赤間神宮(阿弥陀寺) 315, 474-5, 479

阿川四郎 350, 356

秋田戦争 457-8, 544-5, 550, 553

赤穂浪士四十七士 31, 36

朝日山招魂場(朝日山護国神社) 274-81, 283, 287, 294, 303, 305, 467, 509, 518-20, 530

朝日山の戦い 237, 418-23, 427, 437, 477, 533, 585, 599

アジア太平洋戦争 21, 36, 121, 126, 170, 174-5, 191, 199, 201, 203, 205-7, 209, 213-4, 240, 246, 295, 299-300, 352, 400, 480, 513, 517, 519-24, 526, 536, 571, 601, 606, 609-11, 614-6, 619-20

足利尊氏 34, 40, 44-6, 50, 135, 617

足利直義 40

『飛鳥井雅典日記』 137, 141

足助重範 99

渡邊明 504, 509

姉小路公知 181

阿部宗兵衛 241, 345, 357

安部直人 416, 447

阿倍野神社 171-2

阿弥陀寺(福島県会津若松市) 558

有栖川宮熾仁 161, 185, 399-400, 402, 406, 582-4, 590

有田忠孝 503, 509

有馬新七 102, 129, 131, 134

有馬頼威 113, 124

有馬頼永 98, 109, 115

有村次左衛門 181

安政の大獄 29, 77, 80, 84, 95, 159, 181-2, 237, 289, 316, 471

安藤正信 218

安徳天皇 38-9, 219, 313, 475

飯田樸之丞 334, 336-9, 343-5, 356, 532

飯田幸十郎 351-2, 356, 359-60

井伊直弼 181, 218

生田万 416

井口喜代助 437-8

生野の変 94, 104, 107-8, 121, 232, 234-9, 243, 245, 248, 252, 256, 262, 270, 316, 324, 460, 599, 607

生麦五郎 443, 451, 454, 533

池田屋事件 86, 94, 132-3, 135, 237, 255-7, 265-70, 276, 287, 316, 572-5, 607

石田五郎 443, 453

『維新秘策』 98

維新山招魂場(宇部護国神社) 303, 305, 521, 525

井関英太郎 107, 234

伊勢神宮 18, 169, 190, 200, 581, 597

磯野虎蔵 350, 361

五辻安仲 188-9, 593

伊藤貞三 345, 360

伊藤博文 88, 91, 146-7, 149, 319

伊藤百合五郎 107, 234, 239

糸賀外衛 250-1

井上馨 328

今町の戦い 440, 460, 533

明治年間の合祀者総数

一一万八四七二名(『靖国神社誌』)

大正末までの合祀者累計

一二万三三五九名(『靖国神社忠魂誌』)

昭和一六年までの合祀者累計

二二万三七八九名(『靖国神社に就て』)

昭和五八年現在

二四六万余名(『靖国神社の概要』)

敗戦直後の一九四五(昭和二〇)年一月二〇日、国家の手による最後の臨時大祭がおこなわれ、戦没者一人一人について審査の上合祀するというこれまでの合祀手続を省略して戦没者の一括合祀という異例の合祀がおこなわれた。このときの「親拝」にあたっては、すでに無条件降伏後の陸海軍主宰の臨時大祭であつたので、祭主である梅津美治郎参謀総長は軍服着用であつたが、天皇は新制定の天皇服着用であつた。

しかし、それまでの「親拝」は、軍服着用の「親拝」であり、国家最高の祭祀者である天皇が陸海軍の大元帥としての資格で「親拝」とするという形式であつた。この形式は、陸軍省・海軍省選定の「靖国神社の歌」が、「ああ大君のぬかずき給う 栄光の宮靖国神社」と歌いあげたように、国民の軍国精神を鼓舞するにふさわしい儀式の演出であつた。

靖国神社祭祀の起源が民間信仰に属する御霊信仰に発したことは、その祭祀に独特の形式を付与することになった。招魂祭という形式である。鈴木「靖国神社に就て」は、この招魂祭の意義についてのべている。

此の招魂場に於けるところのお祭は、人霊を其処にお招きする。此の時は人の霊であります。一旦此処で合祀の奉告祭を行います。そうして正殿にお祀りになると、そこで始めて神霊になるのであります。之はよく考えておきませんというのと、殊に遺族の方は、其のことを考えませんと、何時まで自分の息子という考えがあつては不可ない。自分の息子じゃない、神様だというような考えをもって戴かなければならぬのですが、人霊も神霊も余り区別しないというような考え方が、いろいろの精神方面に間違つた現われ方をしてくるのではないかと思うのです。

靖国神社の管轄官庁である陸軍省の兵務課長が編纂部長である事実上の陸軍現役将校団の「部外秘」の機関誌に、当の靖国神社官司が書いた文章であるから、もっとも権威ある発言として受けとってよい。そこで官司は、はっきりと、靖国神社の祭神はその遺族のものではなく、国家に帰属するものであると断言している。招魂祭は、故人の霊を個人の霊としてあるいは遺族の血縁の霊としてではなく、国家神道下の国家祭祀の対象としての神霊に転化する儀式である。戦時中の流行歌に歌われた「九段の母」という表現は国民をあざむくまやかしにすぎない。靖国神社の公式見解では、遺族が祭神を「自分の息子」と考えるのは、「精神方面に間違つた現われ方」なのである。

さらに、靖国神社祭祀は人霊を祭る儀式ではなく、あくまで宗教的な性格を持った神霊を祀

る宗教儀礼なのである。この点は、他の災害や事故によって死んだ人霊を祭る普通の慰霊祭と根本的に異なった性格の祭祀である。

鈴木「靖国神社に就て」は、この靖国神社祭祀の本質に関して、とくに遺族にたいして警告を発している。

遺族の心理状態を考えますというと、どうも自分の一族が神になっている。始終国をお護りしているんだという考えは勿論もっておられるに相違ありませんが、一方に親しみという方の点加わるものですから、何となく神様の前の拝礼あたりも敬神というような点に欠けていることがまま見られるのであります。一例を挙げて申しますと、お祭をしている間に平気で話をしていくというようなこともあります。それから態度の不謹慎なものも偶には見ることもある。これは苟も神社に参拝する時は、心から神様に対するんだという、最も厳肅緊張したる心持を以て敬虔な態度でお詣りして戴きたいのであります。これは、全体ではありませんが時々そういうのがあります。それは確かに、自分の一族の方が神になっておられるんだという頭があるからだと思います。そうでなく、一旦此処に祀られた以上は、これは国の神様であるという点に、もう一層の氣をつけて貰ったらいんじゃないかと思います。

大和魂

要するに、靖国神社に合祀されるということは、故人の意志あるいは故人の遺族の発言権をまったく認めないものとして、国家の意志によって故人の霊魂に「英霊」が国家に帰属することを意味した。遺族が遺族としての親愛の情を表現することさえ、「国の神様」にたいする「不謹慎」として非難の対象とされた。鈴木官司は結論としてのべている。もっとも重要なことは、靖国神社が「一国の祭祠」であるという点にある、と。

たとえば、戦場の跡に建立された忠霊塔は墳墓と同一の取扱を受けるべきものであるという。たしかに、有名であった旅順の白玉山の忠霊塔などは、その地で戦死した軍人の遺骨を一括埋蔵し、戦死者を顕彰するために建てられたものであり、その本質は墳墓である。外国の無名戦士の墓に幾分か似ているが、戦死者の故国ではなく、日本の征服地に建てられたという点で、外国の無名戦士の墓と根本的に異なり、たんなる墳墓の性格を越えて日本の征服記念碑としての意味を持たされるに至った。しかし、鈴木官司がここで強調しているのは、墳墓的性格の忠霊塔と靖国神社との本質的な相違である。

靖国神社が戦没者を祀る唯一の「一国の祭祠」であるということは、「靖国の精神と申しますか、大和魂の存在と云いますか、それは靖国神社に宿っているのであります」ことを意味した。「飽までも日本国民の精神、言換えると大和魂なるもの、これは永久に靖国神社に鎮まっておられて、これを我々が心のうちに植付けてゆけば、国民としての大和魂が充分に發揮され

大江志乃夫

1928年大分県に生まれる
 1953年名古屋大学経済学部卒業
 専攻—日本近現代史
 現在—茨城大学人文学部教授
 著書—「戒厳令」「徴兵制」(以上岩波新書)
 「統帥権」(日本評論社)
 「日露戦争の軍事史的研究」(岩波書店)
 「戦後交革」「天皇の軍隊」(以上小学館)
 「国民教育と軍隊」(新日本出版社)

靖国神社

岩波新書(黄版) 259

1984年3月21日 第1刷発行©

定価 430 円

著 者 大 江 志 乃 夫

発 行 者 緑 川 亨

〒101 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
 発 行 所 岩 波 書 店
 電話 03-265-4111
 振替東京 6-26240

印刷・精興社 製本・田中製本

Printed in Japan

落丁本・乱丁本はお取替いたします

伊藤三千雄・前野舜『日本の建築「明治大正昭和」8 様式美の挽歌』三省堂 一九八二年
 村松貞次郎『日本近代建築の歴史』NHKブックス 一九七七年
 黒田俊雄『歴史学の再生』校倉書房 一九八三年
 山崎正男編『陸軍士官学校』秋元書房 一九六九年
 大江志乃夫『明治国家の成立』ミネルヴァ書房 一九五九年(一九八三年再刊)
 古茂田信男・矢沢保・島田芳文・横沢千秋『日本流行歌史 戦前編』社会思想社 一九八一年
 (年表、法規集、リーフレット、謄写版印刷の訴訟原告団ニュース、判決文以外の訴訟関係資料、最
 近の新聞は省略した)

また、1995年8月15日、戦後50年に際して、閣議決定により発せられた村山首相談話等歴代日本政府の公式見解にも反するものです。この点については後に詳しく述べます。

2 何故「聖戦史観」なのか

(1) 克服できていない靖國神社の「聖戦史観」

戦後76年にならんとする、今なお、私たちは、先の戦争をアジア解放のための「聖戦」だとする靖國史観を克服し得ていません。この靖國聖戦史観は、アジアで2000万人以上、日本で310万人の死者をもたらした先の戦争の「敗北を抱きしめて」(ジョン・ダワー)、「政府の行為によって、再び戦争の惨禍を起こすことのないやうにすることを決意」(憲法前文)を国内外に宣言して、戦後の出発をなした日本国政府の公式見解と真逆な関係に立つものです。戦後日本の法体系が、戦争を放棄した憲法体系と日米安保体制という本来相容れないはずの二つの法体系の奇妙な同居であったと同様、戦後日本の精神世界は、人権、民主主義という「顕教」と靖國史観という「密教」との奇妙な同居であったことに気付かざるを得ません。

(2) 不義の戦争の戦死者では英霊として祀れない

戦後76年の今、なお靖國神社が、世界で通用せず、また、歴代の日本政府の公式見解にも反する、先の戦争を正しい戦争であったとする聖戦史観に立つのは、靖國神社が戊辰戦争を契機とし、天皇の兵士の戦死者を追悼よりは顕彰、すなわち英霊の顕彰の目的で設立されたという沿革を有するからです。

天皇の兵士の戦死者を「護国の英霊」として顕彰するためには、戦死した戦争が不義のものであつてはなりません。間違つた戦争での死者を「護国の英霊」として顕彰することはできないのです。したがって、南京大虐殺もなかったし、軍の強制による「従軍慰安婦」も存在していなかったということにされます。

ですから靖國神社は、「聖戦史観」を絶対に放棄できません。靖國神社が「聖戦」史観を放棄したら、「英霊」たちが、「『聖戦』だと俺たちを騙していたのか」と怒り出し、靖國神社でなくなってしまう。

このことがアジアからの批判を呼ぶ1978年のA級戦犯の合祀に繋がり、また1975年を最後に昭和天皇の参拝の取り止めの原因ともなりました。

但し、その後も勅使の派遣はなされています。これは憲法20条「政教分離」原則に違反します。

3 靖國神社の生命線としての戦死者の魂の独占の虚構

著者略歴 内田雅敏(うちだ・まさとし)

1945年愛知県生まれ。75年東京弁護士会登録。

日弁連人権委員、同接見交通権確立実行委員会委員長、関東弁護士会連合会憲法問題協議会委員長を経て、現在日弁連憲法委員会幹事。

弁護士として通常業務のほかに強制連行・強制労働、靖國等の歴史問題に取り組む。

中国人強制労働花岡事件(鹿島建設)、同西松建設事件、同三菱マテリアル事件等の和解に関与した。

著書に『元徴用工和解への道』(ちくま新書)、『和解は可能か』(岩波ブックレット)、『靖国参拝の何が問題か』(平凡社新書)、『戦後補償を考える』(講談社現代新書)、『「平和資源」としての日中共同声明』(スペース伽耶)、『戦後が若かった頃に思いを馳せよう』(三一書房)、『想像力と複眼的思考』(スペース伽耶)、『乗っ取り弁護士』(ちくま文庫)等。

共著に『在日からの手紙』姜尚中共著(太田出版)、『憲法9条と専守防衛』箕輪登共著(梨の木舎)他。

靖國神社と聖戦史観

——A級戦犯こそ靖國にふさわしい〈増補二刷版〉

藤田印刷エクセレントブックス

発行日 2021年10月8日 初版

2022年7月7日 増補二刷版

著者 内田雅敏

発行人 藤田卓也

発行所 藤田印刷エクセレントブックス
〒085-0042

釧路市若草町3番1号

TEL 0154-22-4165

印刷・製本 藤田印刷株式会社

ISBN 978-4-86538-137-5 C0295

©Masatoshi Uchida Printed in Japan

玉串の意味

神社本庁トップ — おまいりする — 玉串の意味

目次

お供えの中でも、格別の意味を有
する玉串 ↓

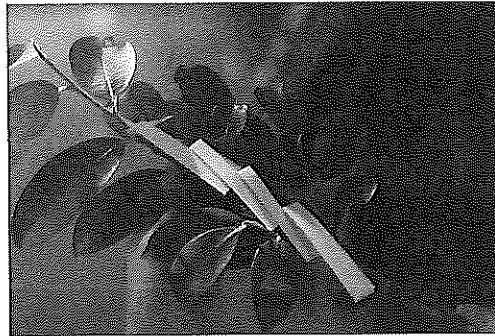
玉串の起源と名称の由来 ↓

お供えの中でも、格別の意味を有する玉串

玉串は神前にお供えするものとして、米・酒・魚・野菜・果物・塩・水等の神饌(しんせん)と同様の意味があると考えられています。しかし、神饌と異なる点は、お供えするだけでなく「玉串拝礼」という形で自ら手に取り、気持ちをこめて供えおまいりをするということです。

もちろん、神饌も注意して選び、心をこめてお供えをしますが、玉串は祭典の中で捧げて拝礼することから、格別な意味を有するものであることが分かります。

『神社祭式同行事作法解説』（神社本庁編）では、玉串を捧げることを「玉串は神に敬意を表し、且つ神威を受けるために祈念をこめて捧げるものである」と説明されています。



玉串の起源と名称の由来

玉串は、神さまを迎え祭る際に依りつかせる対象物である「神籬(ひもろぎ)」とも関連し、その由来は『古事記』の天岩屋戸(あまのいわやと)隠れの神話にあると言われています。それは、天照大御神の岩戸隠れの際に神々が行った祭りで、真榊(まさかき)に玉や鏡などをかけて天照大御神のお出ましを仰いだことが記されていることに伺い知ることができます。

また、その語源には幾つかの説があり、本居宣長(もとおりのみなが)はその名称の由来を、神前に手向けるため「手向串(たむけぐし)」とし、供物的な意味を有するものと解しています。また平田篤胤(ひらたあつたね)は、本来は木竹(串)に玉を着けたものであったために「玉串」と称したと述べています。

このほか六人部是香(むとべよしか)は、真榊が神霊(みたま)の宿るものとして「霊串(たまぐし)」の意があるなどとしています。

こうしたことから、玉串は神籬と同様に神霊を迎える依代であり、また、玉串を捧げて祈る人の気持ちがこめられることにより、祀られる神と祀る人とを合わせる仲立ちとしての役割を果たす供物であるといえるのではないのでしょうか。

参拝方法

[神社本庁トップ](#) — [おまわりする](#) — [参拝方法](#)

目次

[参拝の作法](#)



[手水の作法](#)



[拝礼の作法](#)



[玉串拝礼の作法](#)



参拝の作法

私たちの祖先は、神社へお参りし御神威をいただくためには、まず自らの「心身を清めること」につとめることを必須の条件と考えていました。

心を込めてお祈りするためには、それぞれの作法の具体的な意味を知ることが重要です。参拝作法は、永い間の変遷を経て、現在「再拝(礼)・二拍手・一拝(礼)」の作法が基本形となっています。

そこに、どう心を伴わせるかは、参拝される皆さんの心の持ち様ではないでしょうか。もちろん、祈りの心は個々に違って当然ですが、参拝とそれにかかわる作法について、その「形」の前提にある「心」をわかっていただければ幸いです。

手水の作法

参拝の前には、作法の1番目ともいうべき「手水」を行いましょう。

まず、手水舎(てみずや)の前に立ち、水盤(手水鉢)に向かい心身を清めるために手水を行うことが最も大切です。

一 具体的な作法

1.右手で柄杓(ひしゃく)を取り、左手を洗います。

水盤の水を汲み上げ、左手にその水をかけて洗います。

この時、水盤に水が入らないように注意しましょう。



2.柄杓を左手に持ち替え、右手を洗います。

再び水盤の水を汲み上げ、右手を洗います。

3.再び柄杓を右手に持ち替え、口をすすぎます。

左手のひらに水を受けて溜め、口をすすぎます。

この時、柄杓に直接口をつけないようにしましょう。

静かにすすぎ終わって、水をもう一度左手に流します。

動画で見る場合はこちらからご覧ください。



拝礼の作法

「再拝(礼)・二拍手・一拝(礼)」のうちの拍手は、柏の葉のように両手の指を揃えて打ち合わせるため、一般には「柏手(かしわて)を打つ」ともいわれています。

神前で打つ拍手も、神さまに誠の心を捧げ、ご加護をいただいていることに心から感謝して打つものです。

「拝(礼)」もまた今日では敬礼作法のひとつとして行われていますが、普段の生活の中でも感動や感謝の表現として無意識のうちに行われています。

神社での参拝方法は、全国的に再拝(礼)・二拍手・一拝(礼)を基本としていますが、神社によっては特殊な拝礼方法を行っているところもあります。

その際は神社の作法に従ってお参りしましょう。

— 具体的な作法

1. 神前に進み、姿勢をただし再拝(礼)します。

背中を平らにし、腰を90度に折り、拝(礼)をします。

この時の拝(礼)は2度行います。

2. 胸の高さで両手を合わせ、二拍手します。

この時、右指先を少し下にずらします。(第1関節くらいまで)

そして肩幅程度に両手を開き、2回手を打ち、その後指を揃えます。

3. あらためて姿勢をただし、再拝(礼)します。

最後にもう1度拝(礼)をします。

動画で見る場合はこちらからご覧ください。



玉串拝礼の作法

神社で祈願するときやお祭りを行うときには、神さまに玉串という櫛(はかき)の枝を捧げます。

玉串は、みずみずしい櫛の枝に本綿(ゆう)、紙垂(して)といわれる麻や紙を取り付けたものです。

私たちの祖先は遠い昔から、櫛に神々を招き、また、神前に櫛を供えてお祭りを行ってきました。

このように、私たちは玉串を通して自らの誠の心を捧げるとともに、神さまの恩恵をいただきます。

一 具体的な作法

1. 櫛を両手で持ちます。

左手で櫛の上部を下から支えるようにするとともに、右手で櫛の根本の方を上から持ち、やや左高にしつつ、少し肘を張るようにして櫛を持ちます。

2. 玉串案(玉串を置く台)の3歩手前と、案前でそれぞれ1礼します。

玉串案(玉串を置く台)の3歩手前まで進み小さく1礼、その後、3歩すすんで深く礼します。

3. 玉串の先を時計回りに90度回します。

4. 左手を下げて枝元を持ち、祈念をこめます。

5. 右手を放して、玉串をさらに時計回りに180度回します。

この時、右手で玉串の中程を下から支えます。そして、左手を右手に添えて枝元を御神前に向けお供えます。

動画で見る場合はこちらからご覧ください。

